

広島県障害者自立支援協議会
「就労支援部会」
令和 4 年度報告

令和 5 年 3 月

もくじ

はじめに	2
第1 広島県工賃向上に向けた取組（第4期）における取組状況等について	3
第2 令和3年度平均工賃・賃金の状況について	11
第3 障害者就業・生活支援センターの運営状況について	22
第4 就労継続支援A型事業所について	24
第5 その他	26
令和4年度広島県障害者自立支援協議会就労支援部会 委員名簿	43

はじめに

本報告書は、広島県障害者自立支援協議会の専門部会である「就労支援部会」（以下「部会」という。）における令和4年度の検討結果を報告書として取りまとめたものである。

部会への付託事項は、次の2項目である。

- 1 就労支援体制の整備に係ること。
- 2 福祉的就労の場における工賃向上に係ること。

◆部会開催状況

開催日程	主な議題
第1回 令和4年11月25日	【報告事項】 (1) 広島県工賃向上に向けた取組（第4期）における取組状況等について (2) 令和3年度平均工賃・賃金の状況について (3) 障害者就業・生活支援センターの運営状況について (4) 就労継続支援A型事業所について (5) その他
第2回（書面開催） 令和5年2月28日	令和4年度広島県障害者自立支援協議会「就労支援部会」報告書（案）について

第1 広島県工賃向上に向けた取組（第4期）における取組状況等について

広島県工賃向上に向けた取組（第4期）における県の取組方策の実施状況等について

Plan (P)		Do (D)																
取組	具体的方策	実施状況																
(1) 販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> 県内3か所設置されている共同受注窓口と連携し、受注可能な製品・サービス等に関する情報発信や手軽に活用してもらえらる仕組みを整えます。 共同受注窓口に対し合同商談等への積極的な参加を促す等、企業等と事業所における受発注のマッチング機会を創出します。 複数事業所の連携により大規模な受注等を可能とするための取組を検討・実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口（委託先：公益社団法人広島県就労振興センター）により、事業所における受注可能業務の情報を収集しホームページへ掲載した。 共同受注窓口による企業等の商談会への参加 R3.11（県商工会連合会主催・販路拡大支援事業） R4.11（同上） 共同受注窓口が各市町の自立支援協議会に出席し、事業説明や事例紹介等を実施 県主催事業所製品ブランディング事業への事務局機能を共同受注窓口に付し、市町との連携強化に取り組んでいる。 	令和3年度～令和5年1月															
障害者優先調達推進法に基づく優先的調達推進	<ul style="list-style-type: none"> 優先調達方針を毎年度、策定し、県庁内及び各市町等における優先調達制度の周知徹底や執行にかかる基準の見直し、手続きの明確化等により、優先調達実績額を増額します。 市町及び地方独立行政法人に対して、目標達成に向けた好事例の紹介や必要な助言を行い、市町及び地方独立行政法人における制度の活用を促進します。 官公庁による事業所への積極的な発注促進を呼び水とし、民間部門からの発注拡大にも取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 優先調達方針を策定し、県庁内全部署に通知するとともに、会計研修や受注可能業務など、優先調達制度等の周知を実施 民間部門への働きかけとして、あいサポート企業に受注可能な業務に関する情報を提供 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調達目標額</th> <th>調達実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>36,000千円</td> <td>42,945千円</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>45,000千円</td> <td>36,359千円※</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>45,500千円</td> <td>毎年翌年度</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>46,000千円</td> <td>6月頃判明</td> </tr> </tbody> </table> <p>【広島県における調達目標額及び実績額】</p>		調達目標額	調達実績額	R2	36,000千円	42,945千円	R3	45,000千円	36,359千円※	R4	45,500千円	毎年翌年度	R5	46,000千円	6月頃判明
	調達目標額	調達実績額																
R2	36,000千円	42,945千円																
R3	45,000千円	36,359千円※																
R4	45,500千円	毎年翌年度																
R5	46,000千円	6月頃判明																
県や県内企業等との連携による販売機場の確保	<ul style="list-style-type: none"> 県各部署や県関係機関等に対し、販売会の実施や各種イベントへの出展等について働きかけます。 県包括連携協定締結企業やあいサポート企業・団体、社会課題の解決（SDGs）や社会貢献活動（CSR）に取り組む企業等に対し、事業所製品の記念品やノベルティとしての活用や共同での商品開発等について提案や協力の依頼を行います。 また、障害者の創作活動を新たな販路や就労機会に繋げられるよう、企業等と協働し、障害者アート作品の商品化、販売促進に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 県関係事業へ、次のとおりふれ愛プラザにより出展・参加 - カープ球団県市合同応援デー（R3.7月、R4.6月） - ひろしまフードフェスティバル（R3.3月（WEB実施）、R4.10月出展） - ワクチン接種促進キャンペーン、国民健康保険口座振替キャンペーンの応募者プレゼントに事業所製品を活用（R3.2月） - 県SNSプレゼントキャンペーンへの参加（R4.12月） ・あいサポート企業1社での販売会を新たに実施（R4.6月・12月） 	※別紙「令和3年度広島県優先調達実績額等について」参照															

広島県工賃向上に向けた取組（第4期）における県の取組方策の実施状況等について

取組		Plan (P)	Do (D)
② 体制整備		具体的方策	実施状況（令和3年度～令和5年1月）
事業所の経営改善や事業所における技術力・商品力等の向上支援として、専門家アワードバイザー派遣事業】	事業所の経営改善や事業所における技術力・商品力等の向上支援として、専門家アワードバイザー派遣事業】	・事業所の経営改善や事業所における技術力・商品力等の向上支援として、専門家アワードバイザー派遣事業】 ・関係機関が実施する工賃向上に係る各種研修等への企画助言や開催知識を実施します。	・専門家アワードバイザーを派遣（オンライン実施）するとともに、事前研修及び成果報告会を実施し、工賃向上の基礎知識の習得及び課題解決事例の共有により、県内全体での波及促進に努めている。 R3：事前研修（9月） 21 事業所 派遣（10～12月） 5 事業所（各4回実施） 成果報告会（3月） 22 事業所 R4：事前研修（9月） 17 事業所 派遣（10～12月） 4 事業所 個別面談（10月） 4 事業所 成果報告会（3月） *現在、参加事業所募集中
共同受注窓口・ふれ愛プラザの運営強化【受注注マツチング・ふれ愛プラザの運営強化事業】	共同受注窓口・ふれ愛プラザの運営強化【受注注マツチング・ふれ愛プラザの運営強化事業】	・営業コーディネーター等の配置による営業活動や企業等の連携による製品開発等の実施及び受注注マツチング機能を強化します。 ・大規模な受注や得意とする製品や高技能・技術等のかけ合わせによる新たな受注等を可能とするための事業所が相互に連携する仕組みを検討します。 ・官公庁・企業等からの相談・依頼をマネジメントできる力を身に付けるための助言等を行います。 ・ふれ愛プラザにおける消費者ニーズに対応した商品の企画開発、イベント出展やHP・SNSを活用した広報等による製品PRの実施、オンライン販売ページを活用等、県民との交流機能及び事業所商品の販売拠点としての機能を強化します。	・共同受注窓口 令和2年度から、統括ディレクター及び営業等アシスタント2名を配置し、体制強化を図っており、営業コーディネーターが営業活動へ専念することが可能となっている。 【共同受注窓口（就労振興センター）受注実績】 R2 年度受注実績：10,525 千円（対前年 128%） R3 年度受注実績：11,697 千円（対前年 111%） R4 年度受注見込：12,000 千円 ・ふれ愛プラザ 「おやつBOX」の注文販売、クリスマス・お正月期の雑貨商品の販売強化、オンラインショップの効率的な運用により、新たな顧客との接点づくり及び販路拡大に取り組んでいる。 【ふれ愛プラザ売上実績】 R2 年度売上実績：29,674 千円（対前年 124%） R3 年度売上実績：27,777 千円（対前年 93%） R4 年度売上見込：29,000 千円

広島県工賃向上に向けた取組（第4期）における県の取組方策の実施状況等について

取組	Plan (P)	Do (D)
<p>事業所相互や地域との連携による事業所製品の認知度及び品質・商品力の向上【事業所製品のブランディング事業】</p>	<p>Plan (P) 具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数事業所が関わる商品企画し、その販売やPR活動を通して、事業所の活動への県民の理解促進とともに、事業所製品の認知度の向上に取り組みます。 ・事業所の活動拠点である地域と連携し、商品企画や販売会の実施等により、事業所と地域の企業や団体等との関係づくりを、市町とともに促進します。 ・商品の企画等の実施を通じて、事業所における製品の品質や商品力向上を支援します。 	<p>実施状況（令和3年度～令和5年1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所応援市町キャンペーンの実施オンライン上に特設サイト (https://hwpc.stores.jp/) を開設し、市町と事業所の連携・協力により企画したセット商品を紹介・販売するキャンペーンを展開するとともに、キャンペーングッズの企画やキャンペーンでの販売状況等を各事業所へフィードバックすることで品質等の向上に繋がっている。 <p>【R3年度】 実施期間：2月15日～3月15日 参加事業所：71事業所 出展セット数：45セット 販売実績：1,249千円</p> <p>【R4年度】夏・冬2回実施 <夏実施分> 実施期間：6月28日～7月26日 参加事業所：82事業所 出展セット数：62セット 販売実績：784千円</p> <p><冬実施分> 実施期間：R5年1月20日～2月13日 参加事業所：74事業所 出展セット数：78セット 販売実績：キャンペーン終了後、判明</p>
<p>農福連携による障害者の就労促進【農業分野における新たな就労保事業】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の専門家の事業所への派遣による農業技術に係る指導・助言、生産された農産物の販路開拓に向けた共同受注窓口との連携、生産・加工・販売までの6次産業化に取り組む事業所の増加、農福連携商談会や販売会等の開催、農業経営者等とのマッチングによる施設外就労支援の推進等を実施します。 ・農業分野における県内の先進事例や就労ニーズ等の情報収集等を行い、地域の活性化とともに工賃向上に向け、農福連携に取り組む市町や事業所を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣 R3年度 専門家アドバイザー14事業所 延74回派遣 R4年度 専門家アドバイザー14事業所 派遣中 ・施設外就労 令和2年度からマッチングを行っている東広島市では、次のとおり施設外就労の受注があった。 R2年度 3農業生産者 延べ6福祉事業所 R3年度 10農業生産者 延べ20福祉事業所 R4年度 (見込) 10農業生産者 延べ16福祉事業所

広島県工賃向上に向けた取組（第4期）における県の取組方策の実施状況等について

Plan (P)		Do (D)
取組	具体的方策	実施状況（令和3年度～令和5年1月）
(3) 普及啓発	<p>・HPやSNS等の各種インターネットツールの活用やプレスリリースの配信等により、製品情報やイベント出展情報等について積極的に発信等、継続的にPRします。</p> <p>・事業所の活動や受注可能な製品・サービス等について、HPやSNS等各種インターネットツールを活用して情報を発信や共同受注窓口による商談会等への参加等により、事業所と企業の間関係づくりを支援します。</p>	<p>また、令和3年度に世羅町で、マッチングのための農業生産者及び福祉事務所へのニーズ調査を行った。R4年は農福連携コーディネーターの派遣を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携の商談会 <p>R3年度 11月26日 貨客混載事業を活用した販路拡大に向けた商談会</p> <p>R4年度 11月28日 新たな販路開拓・加工品開発に向けた販売・加工業者とのマッチング商談会（3販売・加工業者×5事業所）</p> <p>12月20日 専門家から技術指導・助言による商品プラットフォームに向けた求評会（6事業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携（施設外就労）推進セミナー・会議 <p>R3年度 1月28日（Web会議開催）参加12市町・22人</p> <p>R4年度 3月10日予定（会場+Web会議開催）</p> <p>参加（予定）障害福祉事業所、農業団体、市町 100名程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県HPやSNSを活用するとともに、事業委託先である県就労振興センターと連携しプレスリリース等積極的なメディアリレーションにより各種事業の実施等を情報発信。 ・ふれ愛プラザにおいてHPやSNS等（フェイスブック、インスタグラム、ライン）を活用した製品情報等を定期的に発信。SNSについては、投稿リーチ等の実績も見ながら、掲載内容を工夫している。 <p>【フォロー実績】 令和5年2月時点 フェイスブック：851（R4.4月時点：834） インスタグラム：1,126（R4.4月時点：536）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニやスーパー等での常設販売を継続的に実施 ・あいサポート運動と連携（あいサポート通信）し、受注可能な業務やキャンペーン実施等について情報提供を定期的に実施 ・県HP内に企業向け情報を集約したページを準備中
企業等への働きかけの強化		

広島県工賃向上に向けた取組（第4期）における県の取組方策の実施状況等について

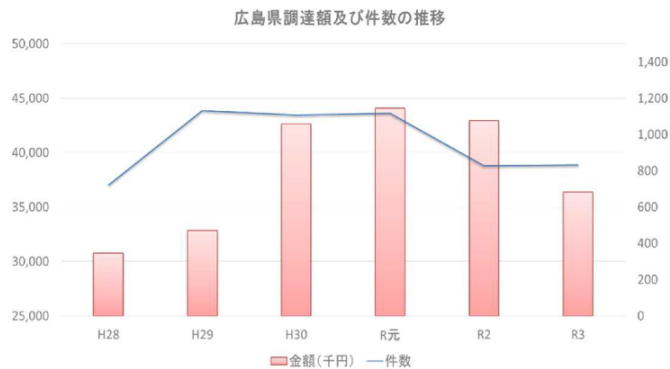
Plan (P)		Do (D)
取組	具体的方策	実施状況（令和3年度～令和5年1月）
事業所への働きかけの強化	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所が課題を解決するため必要とされる県事業や各種研修等への積極的な参加を働きかけます。 工賃向上に意欲的に取り組む事業所の事例を研修やHP等で紹介し、他の事業所への波及を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所から提出のあった工賃実績報告書等をもとに、県から個別に県事業への参加を呼びかけている。また、令和4年度から、市町（自立支援協議会）を通じた情報提供を開始した。 県事業の実施結果を県HPに掲載している。
市町との連携	<ul style="list-style-type: none"> 市町や自立支援協議会に対し、地域一体となった取組や優先的発注に関する取組に関する好事例を紹介します。 県と市町が連携して県内全域での販売促進に繋がる取組を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注窓口を介して、市町や自立支援協議会に対し、事例等を紹介している。 県と市町が連携した事業所の活動を活性化するためのキャンペーンを実施し、市町との連携体制の構築や、事業所の販売拡大につながるよう、取組を進めている。

令和3年度広島県優先調達実績額等について

1 広島県（県庁各部署）における調達実績の推移

(千円)

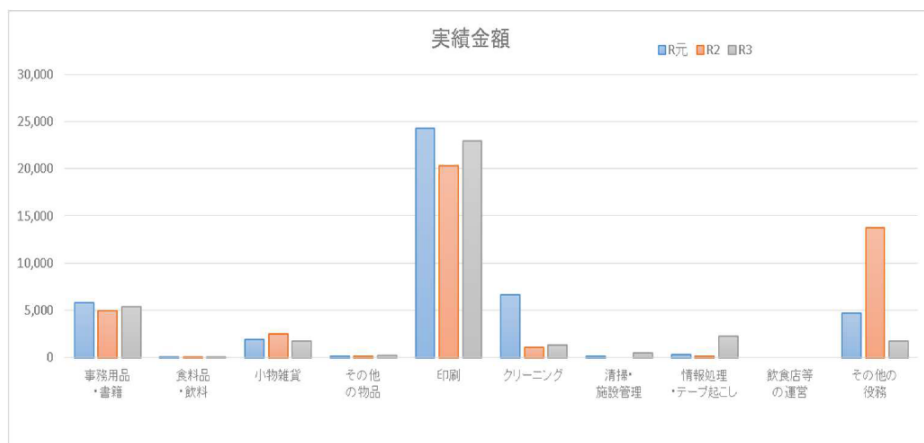
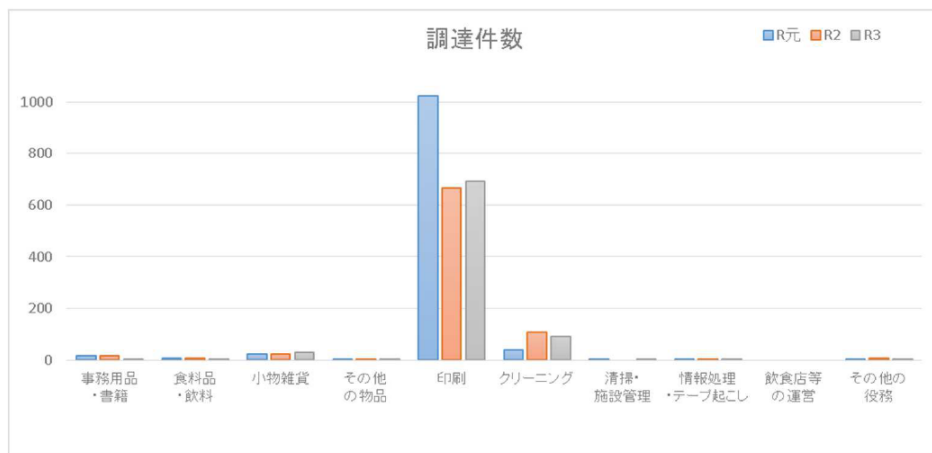
	件数	調達額	目標額
H28	721	30,796	29,000
H29	1,132	32,858	34,000
H30	1,107	42,623	34,000
R元	1,117	44,063	35,000
R2	828	42,945	36,000
R3	831	36,359	45,000



【R3年度実績について】

- 物品の発注状況は件数・金額ともに大きな変動はない。
- 印刷業務の発注数が減少しており、オンライン化促進や各種制作物のデジタル媒体へ移行等の影響が出ていると考えられる。
- 「その他の役務」業務については、落札状況により、R3年度は金額が減少している。

参考：R元～3年度 カテゴリー別実績



令和4年度における広島県の障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針

令和4年4月1日

1 趣旨

本県では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、本県における障害者就労施設等からの物品等の調達の一層の推進を図る。

2 障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく事業所・施設等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)
 - エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和45年法律第84号)第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- (2) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等に準ずる者
 - 次の事業所等のうち、(1)に準ずる者として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定に基づく知事の認定を受けた者
 - ア 障害者を多数雇用する事業所
 - (ア) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)
 - (イ) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
 - イ 在宅就業障害者等
 - (ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第74条の2第3項第1号に基づく在宅就業障害者
 - (イ) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に基づく在宅就業支援団体
 - ウ 受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介をする業務を行う機関(共同受注窓口)

3 対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等が製作した物品(原則予定価格が160万円を超えないものに限る。)及び提供できる役務とする。ただし、共同受注窓口から調達する物品等については、自ら製作したものに限らず、他の障害者就労施設等が製作したものについても対象とする。

4 障害者就労施設等からの調達目標

令和4年度における障害者就労施設等からの物品等の調達目標については、次のとおりとする。

目標額 45,500千円

5 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

(1) 随意契約の活用

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を活用し、障害者就労施設等からの調達を積極的に推進する。

(2) 障害者就労施設等への配慮

障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するとともに、可能な限り分離分割発注を行うように努める。

(3) 情報提供

調達の推進に必要となる障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに情報提供する。

また、県や市町における調達内容や推進のための取組事例、財務制度上の運用に関する調達につながる情報等についても積極的に提供する。なお、障害者施設等からの調達が全県的に推進されるよう、必要に応じて、市町、地方独立行政法人や国の出先機関、民間企業等に対しても情報提供する。

(4) 共同受注窓口の活用

障害者施設等の調達にあたり物品等の納期、数量、仕様等に係る情報収集や受注調整、発注については、共同受注窓口である公益社団法人広島県就労振興センター及び一般社団法人花と緑のハート事業協会を積極的に活用し、発注促進を図る。

(5) 障害者就労施設等との協働

物品等の品質の確保や調達の円滑化を図るためには、障害者施設等における自主的な取組改善が不可欠であるため、その取組を支援するとともに、提供可能な物品等や発注の見通し等について情報交換に努める。

(6) 調達方針及び調達実績の公表

ア 基本方針を策定又は見直しをしたときは、県ホームページ等により公表する。

イ 調達実績については、翌年度に概要を取りまとめ、県ホームページ等により公表する。

第2 令和3年度平均工賃・賃金の状況について

令和3年度平均工賃の状況

～「事業所工賃向上計画 令和3年度実績報告」より(回答数319事業所/対象数342事業所)～

【事業所工賃向上計画の提出】

広島県工賃向上に向けた取組(第4期)(令和3年8月策定)に基づき、就労継続支援B型事業所は、令和3年度から令和5年度までの3年間の事業所工賃向上計画を作成し県に提出している。

【工賃実績の公表】

各事業所の工賃実績は、厚生労働省及び県ホームページで公表している。

(県ホームページ)

トップページ>組織でさがす>健康福祉局>障害者支援課>令和3年度工賃(賃金)実績報告集計結果について

(厚生労働省ホームページ)

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害福祉サービス等>障害者の就労支援対策の状況

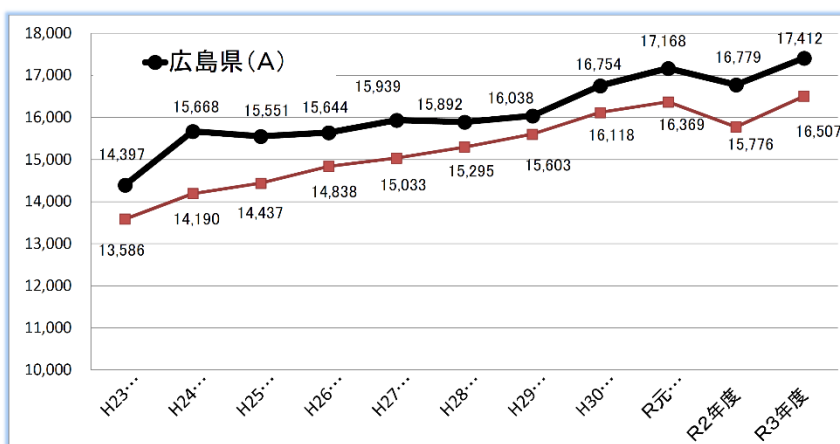
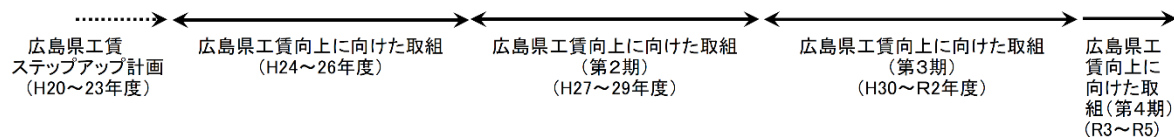
1 平均工賃(月額)の推移〔平成23年度～令和3年度〕

○全国平均との比較

・平成18年度以降、広島県の平均工賃(月額)は、常に全国平均を上回っている。

(単位:円)

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
広島県(A)	14,397	15,668	15,551	15,644	15,939	15,892	16,038	16,754	17,168	16,779	17,412
全国平均(B)	13,586	14,190	14,437	14,838	15,033	15,295	15,603	16,118	16,369	15,776	16,507
A-B	811	1,478	1,114	806	906	597	435	636	799	1,003	905



《全国順位 令和3年度》
(全国平均 16,507円)
1位 福井県 22,093円
2位 徳島県 21,550円
3位 高知県 20,597円
.....
20位 広島県 17,412円
.....
45位 兵庫県 14,354円
46位 山形県 12,943円
47位 大阪府 12,786円

(参考)
平成24年度 広島県13位

○県目標工賃との比較

区分		R元年度	R2年度	R3年度
月額	目標工賃(A)	17,000円	17,500円	17,100円
	実績(B)	17,168円	16,779円	17,412円
	B-A	168円	▲ 721円	312円
時間額	目標工賃(C)	230円	240円	260円
	実績(D)	242円	245円	253円
	D-C	12円	5円	▲ 7円

《県目標工賃の算出方法》

○平均工賃(月額)の設定

平成24年度から令和元年度(新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前年)では、年平均1.4%の伸び率であることから、令和3年度以降の目標工賃は、引き続き年1.4%以上の増加を目指し、各事業所が提出した平均目標工賃等を踏まえて設定。

○平均工賃(時間額)の設定

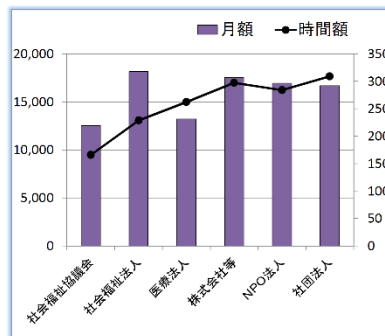
平成24年度から令和元年度では、年平均3.9%の伸び率であることから、月額の目標工賃設定と同様、令和3年度以降の目標工賃は、引き続き年3.9%以上の増加を目指して設定。

2 法人別平均工賃

- ・月額では、社会福祉法人が最も高く18,136円、次いで株式会社等17,540円となっている。
- ・時間額では、社団法人が最も高く309円、次いで株式会社等297円となっている。
- ・前年度からの増加額は、月額・時間額とも株式会社等が大きく伸びている。

(単位:事業所,円)

法人種別	報告数	R3		R2		増減	
		月額	時間額	月額	時間額	月額	時間額
社会福祉協議会	5	12,553	166	12,127	161	425	4
社会福祉法人	144	18,136	229	18,038	227	98	2
医療法人	11	13,219	262	12,936	269	283	▲7
株式会社等	77	17,540	297	14,804	267	2,737	30
NPO法人	64	16,947	284	16,381	273	566	11
社団法人	18	16,686	309	17,189	341	▲504	▲32
計	319	17,412	253	16,779	244	632	9

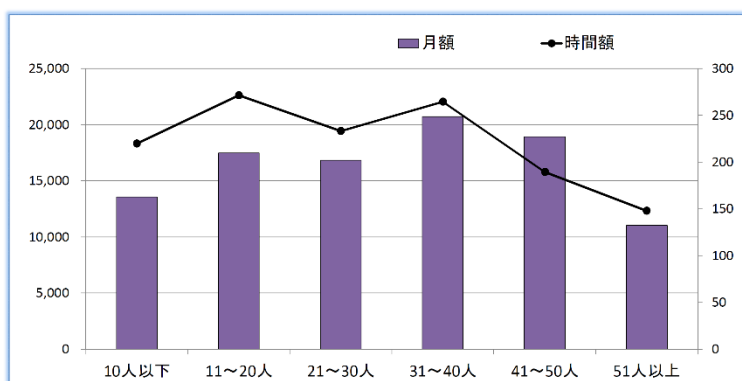


3 利用定員別平均工賃

- ・月額では、31~40人規模の事業所が最も高く20,719円、次いで41~50人規模の事業所が18,939円となっている。
- ・時間額では、11~20人規模の事業所が最も高く271円、次いで31~40人規模の事業所が265円となっている。

(単位:事業所,円)

利用定員	報告数	月額	時間額
10人以下	32	13,559	220
11~20人	220	17,496	271
21~30人	34	16,830	233
31~40人	23	20,719	265
41~50人	6	18,939	189
51人以上	4	11,034	148
計	319	-	-

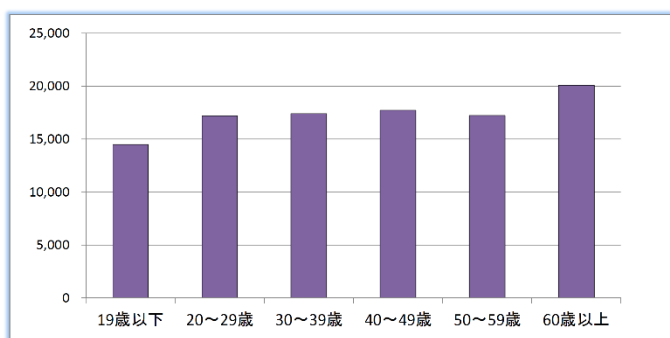


4 利用者平均年齢別平均工賃

- ・60歳以上の利用者が最も高く20,091円、次いで40~49歳の利用者が17,724円となっている。

(単位:円)

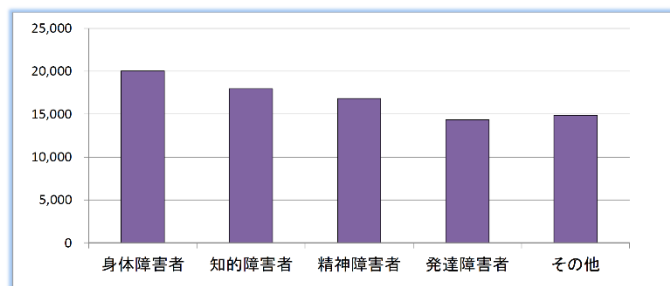
平均年齢	月額
19歳以下	14,480
20~29歳	17,204
30~39歳	17,405
40~49歳	17,724
50~59歳	17,213
60歳以上	20,091



- ・身体障害者が最も高く20,041円、次いで知的障害者が17,971円となっている。

(単位:円)

障害別	月額
身体障害者	20,041
知的障害者	17,971
精神障害者	16,849
発達障害者	14,368
その他	14,866
不明	14,382



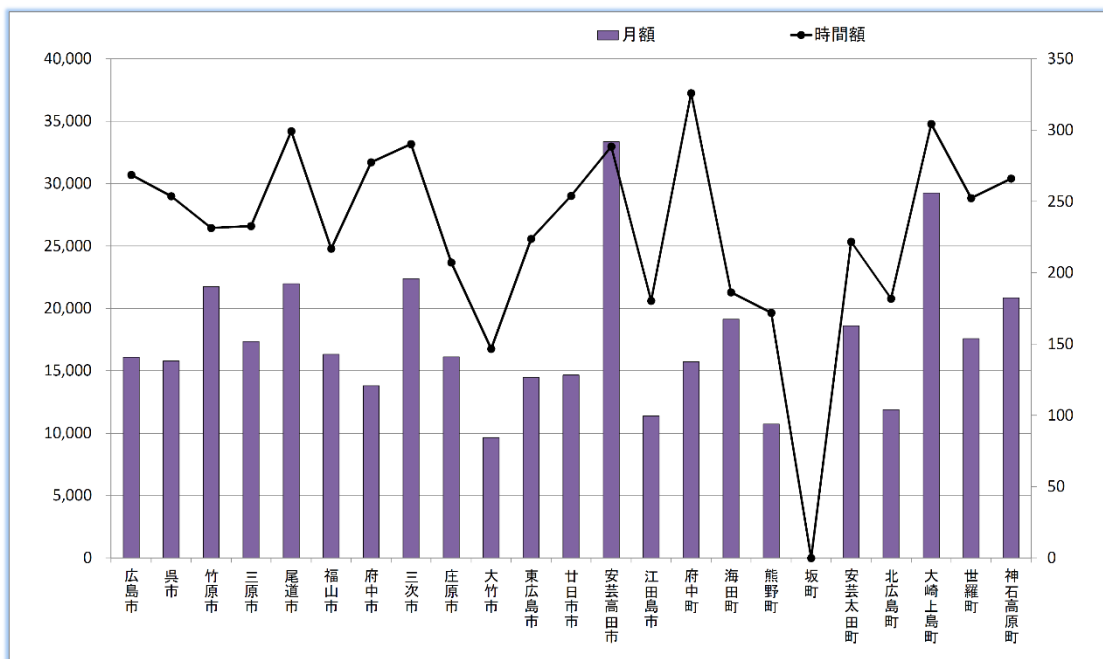
5 所在市町別平均工賃

・月額では、安芸高田市が最も高く33,353円、次いで大崎上島町29,251円となっている。

・時間額では、府中町が326円、次いで大崎上島町が304円となっている。

(単位:事業所,円)

所在市町	報告数	報告数						平均工賃 (月額)	平均工賃 (時間額)
		社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	株式会社等	NPO法人	社団法人等		
広島市	113		28	3	45	28	9	16,095	269
呉市	27		11	1	6	7	2	15,784	254
竹原市	5		3	1		1		21,753	231
三原市	15		11	2	2			17,354	233
尾道市	24		13	1	4	3	3	21,973	299
福山市	51	1	25	1	6	17	1	16,324	217
府中市	8		4		2	2		13,799	278
三次市	7		6	1				22,380	290
庄原市	7		7					16,116	207
大竹市	2	1	1					9,643	147
東広島市	17	1	8		6	2		14,481	224
廿日市市	13		6		3	3	1	14,656	254
安芸高田市	10		9		1			33,353	289
江田島市	4	1	2		1			11,389	180
府中町	3		1		1	1		15,702	326
海田町	2		2					19,148	186
熊野町	2			1			1	10,733	172
坂町	-							-	-
安芸太田町	2	1					1	18,613	222
北広島町	3		3					11,875	182
大崎上島町	2		2					29,251	304
世羅町	1		1					17,566	252
神石高原町	1		1					20,837	266
計	319	5	144	11	77	64	18	17,412	253

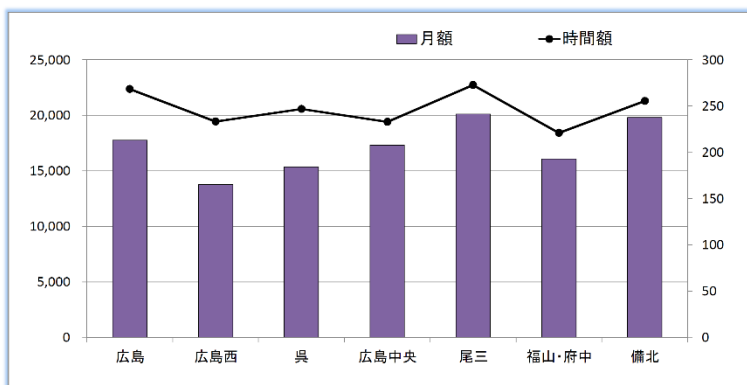


6 障害保健福祉圏域別平均工賃

・月額、時間額とも尾三圏域が最も高く、月額20,117円、時間額273円となっている。

(単位:事業所,円)

圏域	報告数	平均工賃(月額)	平均工賃(時間額)
広島	135	17,769	268
広島西	15	13,785	233
呉	31	15,372	247
広島中央	24	17,327	233
尾三	40	20,117	273
福山・府中	59	16,068	221
備北	15	19,808	256
計	319	17,412	253



《参考》

圏域	市 町 名
広島	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町
広島西	大竹市, 廿日市市
呉	呉市, 江田島市
広島中央	東広島市, 竹原市, 大崎上島町
尾三	三原市, 尾道市, 世羅町
福山・府中	福山市, 府中市, 神石高原町
備北	三次市, 庄原市

7 平均工賃(月額)の分布

・平均工賃(月額)の分布をみると、5,000円～9,999円の事業所が最も多く、85事業所となっている。

・目標工賃(月額)以上の事業所は、123事業所で、全体の38.6%となっている。

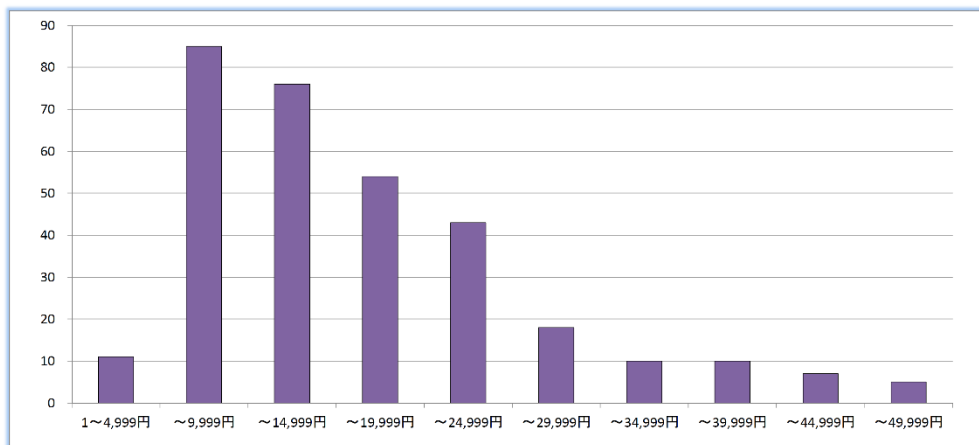
(単位:事業所)

工賃分布	報告事業所数						
	社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	株式会社等	NPO法人	社団法人等	
1～4,999円	11	0	4	0	4	3	0
～9,999円	85	1	30	3	30	16	5
～14,999円	76	3	34	5	19	12	3
～19,999円	54	1	27	2	8	12	4
～24,999円	43	0	25	0	6	8	4
～29,999円	18	0	6	1	1	8	2
～34,999円	10	0	5	0	2	3	0
～39,999円	10	0	8	0	2	0	0
～44,999円	7	0	2	0	4	1	0
～49,999円	5	0	3	0	1	1	0
計	319	5	144	11	77	64	18

【目標17,100円以上の割合】

(単位:事業所)

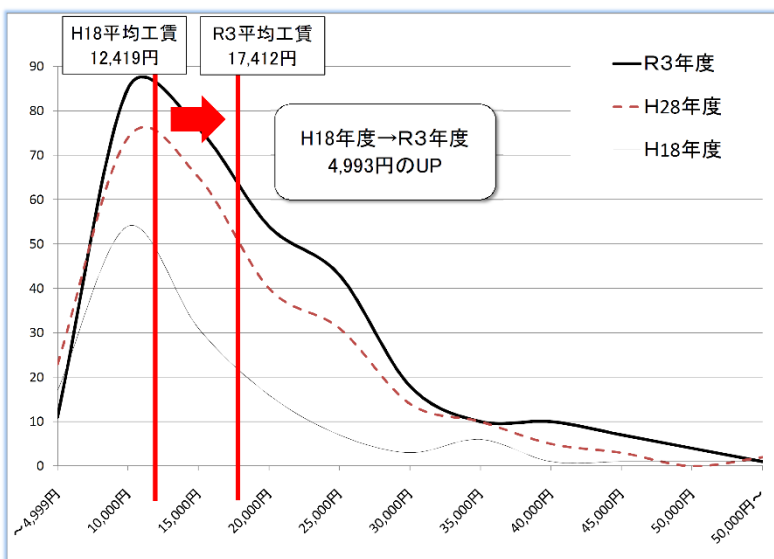
法人区分	目標以上の報告事業所数	割合
社会福祉協議会	1	20.0%
社会福祉法人	65	45.1%
医療法人	1	9.1%
株式会社等	21	27.3%
NPO法人	27	42.2%
社団法人等	8	44.4%
合計	123	38.6%



・過去の状況(平成28年度, 18年度)においても, 15,000円未満の事業所が多いが, 全体に占める割合は年々減少してきている。

(単位: 事業所)

工賃分布	R3年度	H28年度	H18年度
1~4,999円	11	23	17
~9,999円	85	74	54
~14,999円	76	65	31
~19,999円	54	40	16
~24,999円	43	31	7
~29,999円	18	14	3
~34,999円	10	10	6
~39,999円	10	5	1
~44,999円	7	3	1
~49,999円	4	0	1
50,000円~	1	2	1
計	319	267	138
15,000円未満の割合	53.9%	60.7%	73.9%



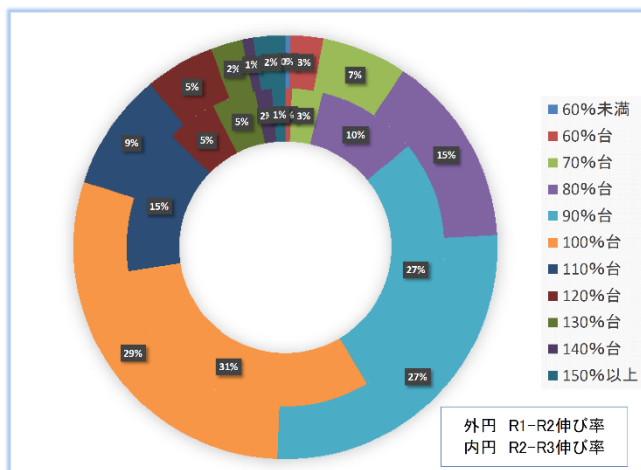
8 平均工賃の伸び率

○ 平均工賃(月額)の伸び率〔令和2度→令和3年度〕

・100%以上110%未満の事業所の割合が最も高く, 伸び率が100%以上の事業所の割合は増加している。

(単位: 事業所)

平均工賃(月額)伸び率	R2-R3	割合	R1-R2	割合
60%未満		0.0%	1	0.4%
60%台	2	0.7%	6	2.4%
70%台	9	3.1%	16	6.5%
80%台	30	10.3%	36	14.7%
90%台	80	27.4%	65	26.5%
100%台	91	31.2%	72	29.4%
110%台	43	14.7%	22	9.0%
120%台	15	5.1%	13	5.3%
130%台	13	4.5%	6	2.4%
140%台	5	1.7%	2	0.8%
150%以上	4	1.4%	6	2.4%
計	292	100.0%	245	100.0%
100%以上	171	58.6%	121	49.4%



9 品目等別平均工賃

- ・品目別では、下請(軽作業)活動を行っている事業所が241事業所と最も多く、次に役務(清掃・植栽・洗車)が147事業所となっている。
- ・工賃については、月額・時間額ともに役務が全体的に高い傾向となっている。
- ※複数の活動を行っている事業所が多く、各活動単体での工賃の算出とはなっていない。

(単位:か所,円)

区分	自主-菓子	自主-パン	自主-弁当等	自主-手工芸	自主-農作業	自主-店舗	自主-その他	下請-軽作業
平均工賃(月額)	15,610	15,152	16,840	14,800	16,654	16,584	16,986	15,247
平均工賃(時間額)	224	225	231	229	226	261	255	240
事業所数	65	33	41	104	82	62	80	241

区分	下請-機械系	下請-PC作業	下請-その他	役務-清掃・植栽・洗車	役務-クリーニング	役務-配送	役務-農作業	役務-その他
平均工賃(月額)	14,624	17,203	19,503	16,669	19,666	20,112	18,720	20,690
平均工賃(時間額)	192	304	272	255	326	356	330	298
事業所数	23	44	78	147	23	19	32	60

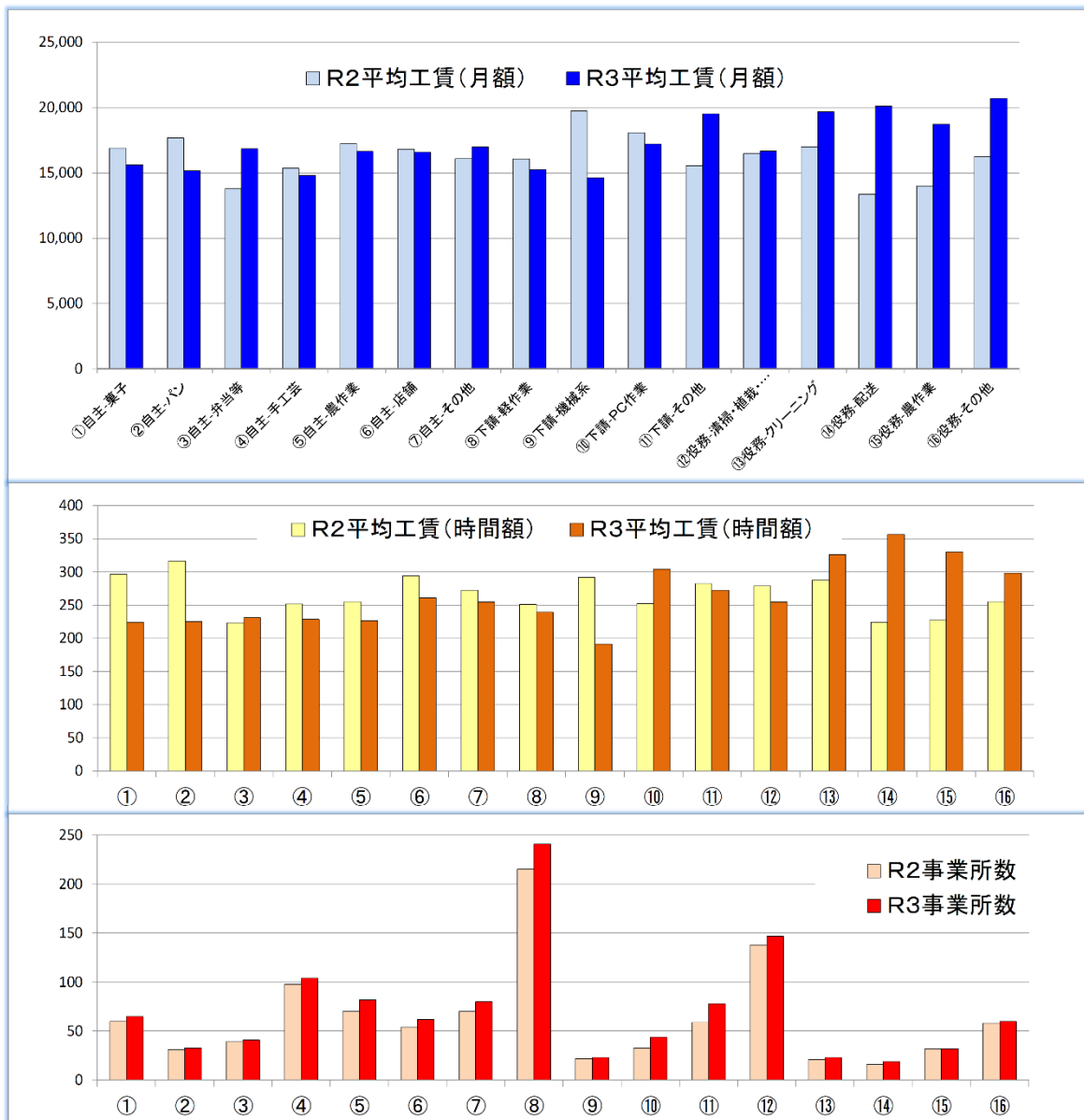
※1 複数の活動を実施している事業所あり。

※2 その他の内訳

自主(その他): 廃油せっけん作り, 千羽鶴再生紙グッズの製造, 再生資源回収など

下請(その他): 牡蠣養殖の下請け(貝通し・運搬), 企業下請け作業など

役務(その他): ポスティング, 消防設備点検, 自動販売機維持管理, 市役所の車両洗車など



10 品目等別平均工賃伸び率

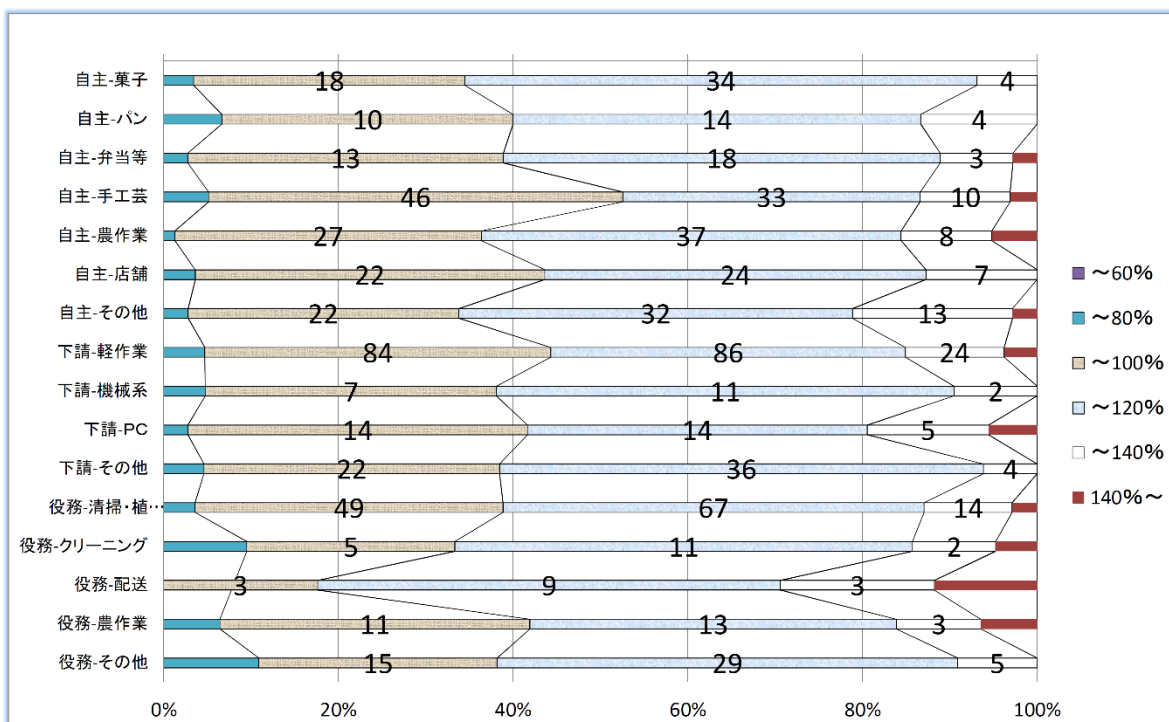
・平均工賃(月額)の伸び率(令和2年度→令和3年度)をみると、

令和2年度と比べて令和3年度の平均工賃(月額)が増加(100%以上)した事業所の割合が高いのは、
 役務(配送)が82.4%、次いで役務(クリーニング)が66.7%となっている。

(単位:事業所)

区分	自主-菓子	自主-パン	自主-弁当等	自主-手工芸	自主-農作業	自主-店舗	自主-その他	下請-軽作業
60%未満								1
60%以上 80%未満	2	2	1	5	1	2	2	10
80%以上 100%未満	18	10	13	46	27	22	22	84
100%以上 120%未満	34	14	18	33	37	24	32	86
120%以上 140%未満	4	4	3	10	8	7	13	24
140%以上			1	3	4		2	8
100%以上の割合	65.5%	60.0%	61.1%	47.4%	63.6%	56.4%	66.2%	55.4%
事業所数	58	30	36	97	77	55	71	213

区分	下請-機械系	下請-PC	下請-その他	役務-清掃・植栽・洗車	役務-クリーニング	役務-配送	役務-農作業	役務-その他
60%未満								
60%以上 80%未満	1	1	3	5	2		2	6
80%以上 100%未満	7	14	22	49	5	3	11	15
100%以上 120%未満	11	14	36	67	11	9	13	29
120%以上 140%未満	2	5	4	14	2	3	3	5
140%以上		2		4	1	2	2	
100%以上の割合	61.9%	58.3%	61.5%	61.2%	66.7%	82.4%	58.1%	61.8%
事業所数	21	36	65	139	21	17	31	55



令和3年度平均賃金の状況（就労継続支援A型事業所）

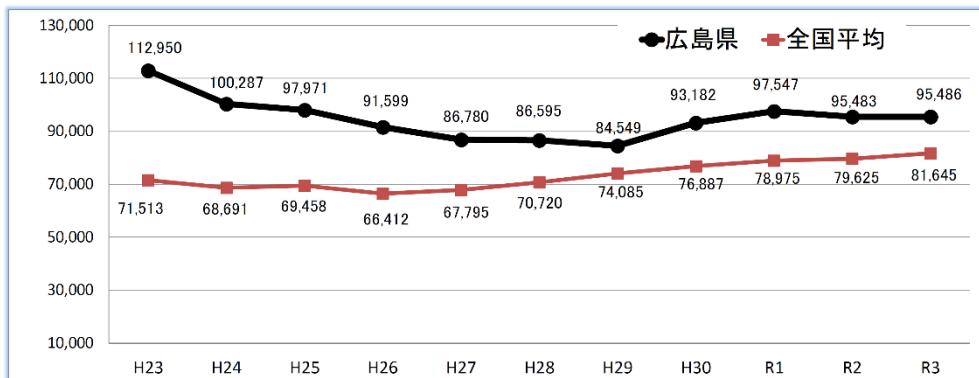
～「令和3年度実績報告」より(回答数73事業所/対象数83事業所)～

1 平均賃金(月額, 時間額)の推移〔平成23年度～令和3年度〕

・平成23年度以降, 平成29年度までは平均賃金(月額)は減少しているが, 平成30年度から増加傾向で, 常に全国平均を上回っている。

(単位:円)

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
広島県(A)	112,950	100,287	97,971	91,599	86,780	86,595	84,549	93,182	97,547	95,483	95,486
全国平均(B)	71,513	68,691	69,458	66,412	67,795	70,720	74,085	76,887	78,975	79,625	81,645
A-B	41,437	31,596	28,513	25,187	18,985	15,875	10,464	16,295	18,572	15,858	13,841



○最低賃金との比較

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
時間額	最低賃金(A)	844円	871円	871円	899円
	実績(B)	908円	935円	942円	951円
	B-A	64円	64円	71円	52円

≪就労継続支援A型事業所≫

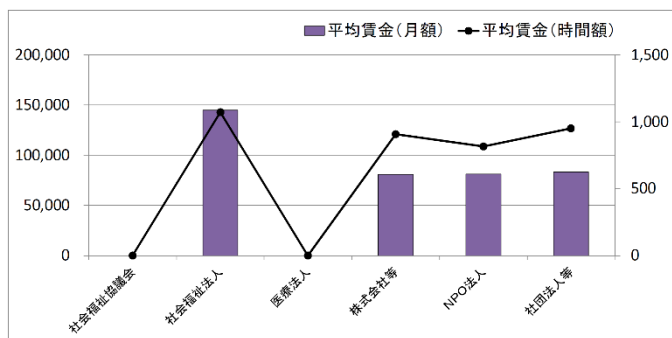
通常の事業所に雇用されることが困難であり, 雇用契約に基づく就労が可能である者に対して, 雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

2 法人別平均賃金

・社会福祉法人が, 月額, 時間額とも最も高く, それぞれ144,969円, 1,060円となっている。

(単位: 所, 円)

法人種別	事業所数	提出事業所数	平均賃金(月額)	平均賃金(時間額)
社会福祉協議会	0	0	0	0
社会福祉法人	17	15	144,969	1,072
医療法人	0	0	0	0
株式会社等	47	41	80,748	908
NPO法人	9	9	81,108	815
社団法人等	10	8	83,390	950
計	83	73	-	-



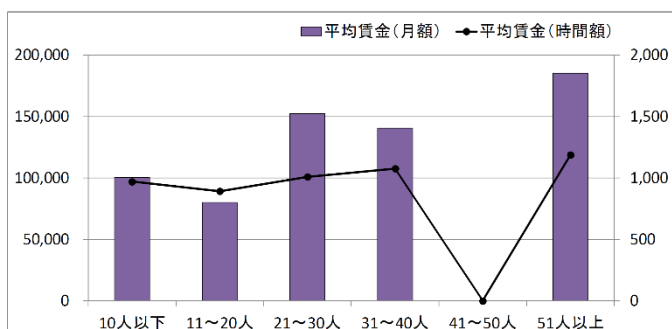
3 利用定員別平均賃金

・51人以上規模の事業所が, 月額, 時間額とも最も高く, それぞれ185,395円, 1,189円となっている。

(単位: 所, 円)

利用定員	事業所数	提出事業所数	平均賃金(月額)	平均賃金(時間額)
10人以下	17	14	100,505	971
11～20人	57	51	80,187	892
21～30人	4	4	152,217	1,009
31～40人	4	3	140,557	1,077
41～50人	0	0	0	0
51人以上	1	1	185,395	1,189
計	83	73	-	-

※未提出事業所の定員は不明

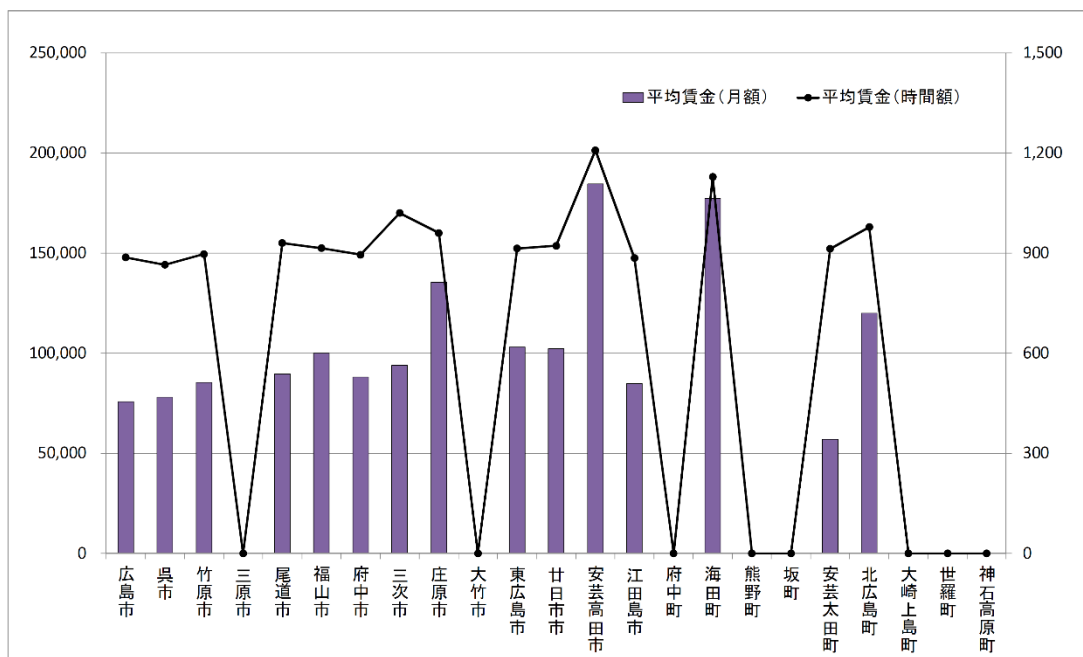


4 所在市町別平均賃金

・安芸高田市が、月額、時間額とも最も高く、それぞれ184,531円、1,208円となっている。

(単位: か所, 円)

所在市町	事業所数	実績提出事業所数							平均賃金 (月額)	平均賃金 (時間額)
		社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	株式会社等	NPO法人	社団法人等			
広島市	38	32	0	1	0	21	4	6	75,735	887
呉市	6	5	0	0	0	4	1	0	78,069	865
竹原市	1	1	0	0	0	1	0	0	85,344	897
三原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾道市	4	3	0	1	0	2	0	0	89,730	930
福山市	17	15	0	3	0	8	4	0	99,979	915
府中市	1	1	0	1	0	0	0	0	88,064	895
三次市	2	2	0	1	0	1	0	0	94,007	1,020
庄原市	1	1	0	1	0	0	0	0	135,397	960
大竹市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東広島市	4	4	0	1	0	2	0	1	103,004	914
廿日市市	2	2	0	2	0	0	0	0	102,267	922
安芸高田市	3	3	0	3	0	0	0	0	184,531	1,208
江田島市	1	1	0	0	0	1	0	0	84,828	885
府中町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海田町	1	1	0	1	0	0	0	0	177,318	1,128
熊野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸太田町	1	1	0	0	0	0	0	1	57,005	913
北広島町	1	1	0	0	0	1	0	0	119,924	978
大崎上島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世羅町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神石高原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	83	73	0	15	0	41	9	8	-	-

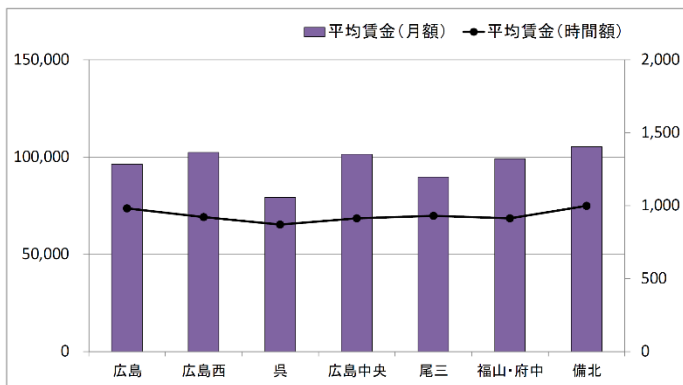


5 障害保健福祉圏域別平均賃金

・備北圏域が月額、時間額とも最も高く、それぞれ105,278円、998円となっている。

(単位:か所,円)

圏域	事業所数	提出事業所数	平均賃金(月額)	平均賃金(時間額)
広島	44	38	96,177	980
広島西	2	2	102,267	922
呉	7	6	79,297	869
広島中央	5	5	101,446	913
尾三	4	3	89,730	930
福山・府中	18	16	99,208	913
備北	3	3	105,278	998
計	83	73	-	-



《参考》

圏域	市 町 名
広島	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町
広島西	大竹市, 廿日市市
呉	呉市, 江田島市
広島中央	東広島市, 竹原市, 大崎上島町
尾三	三原市, 尾道市, 世羅町
福山・府中	福山市, 府中市, 神石高原町
備北	三次市, 庄原市

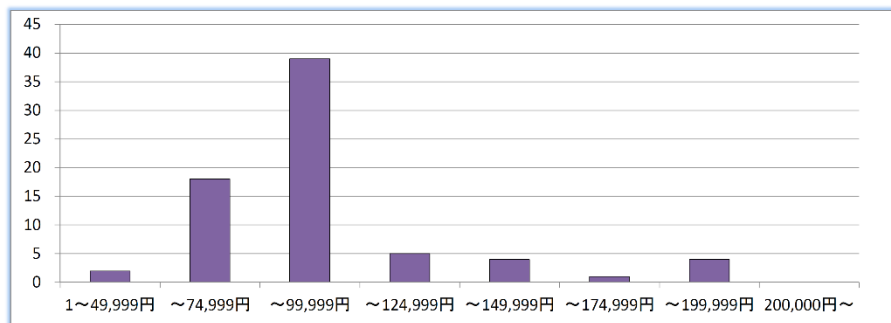
6 段階別平均賃金

・平均賃金(月額)をみると、75,000円～99,999円の事業所が最も多く、39か所となっている。

(単位:か所,円)

賃金	事業所数						
	社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	株式会社等	NPO法人	社団法人等	
未提出	0	0	0	0	0	0	
1～49,999円	2	0	0	0	2	0	
～74,999円	18	0	1	0	11	2	
～99,999円	39	0	3	0	26	7	
～124,999円	5	0	4	0	1	0	
～149,999円	4	0	3	0	0	0	
～174,999円	1	0	0	0	1	0	
～199,999円	4	0	4	0	0	0	
200,000円～	0	0	0	0	0	0	
実績提出事業所	73	0	15	0	41	9	

※県平均 95,486円



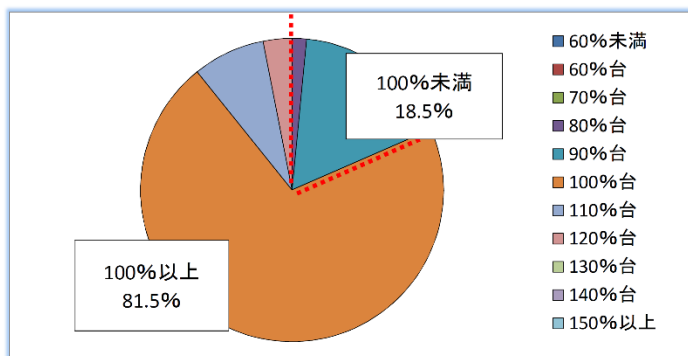
7 平均賃金の伸び率

○ 平均賃金(月額)の伸び率 [令和2年度→令和3年度]

・100%以上～110%未満の事業所が最も多く46か所、次いで90%以上～100%未満の事業所が11か所となっている。

(単位:か所)

月額 伸び率	事業所数	構成比
60%未満	0	12 (18.5%)
60%台	0	
70%台	0	
80%台	1	
90%台	11	
100%台	46	53 (81.5%)
110%台	5	
120%台	2	
130%台	0	
140%台	0	
150%以上	0	
計	65	

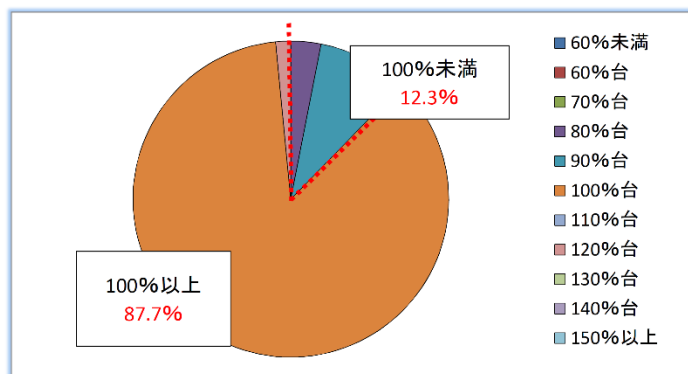


○ 平均賃金(時間額)の伸び率 [令和2年度→令和3年度]

・100%以上110%未満の事業所が最も多く56か所、次いで90%以上100%未満の事業所が6か所となっている。

(単位:か所)

時間額 伸び率	事業所数	構成比
60%未満	0	8 (12.3%)
60%台	0	
70%台	0	
80%台	2	
90%台	6	57 (87.7%)
100%台	56	
110%台	0	
120%台	1	
130%台	0	
140%台	0	
150%以上	0	
計	65	



第3 障害者就業・生活支援センターの運営状況について

1 障害者就業・生活支援センターの事業内容

障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、障害者雇用促進法に基づき、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための日常生活や社会生活に関する助言などを行う施設として、県内8か所（障害保健福祉圏域ごとに1センター以上）に障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）を設置し、就業支援員及び生活支援員を配置している。

2 障害者就業・生活支援センターの新型コロナウイルス感染症の影響状況

(1) 令和4年度中の登録した支援対象障害者の状況

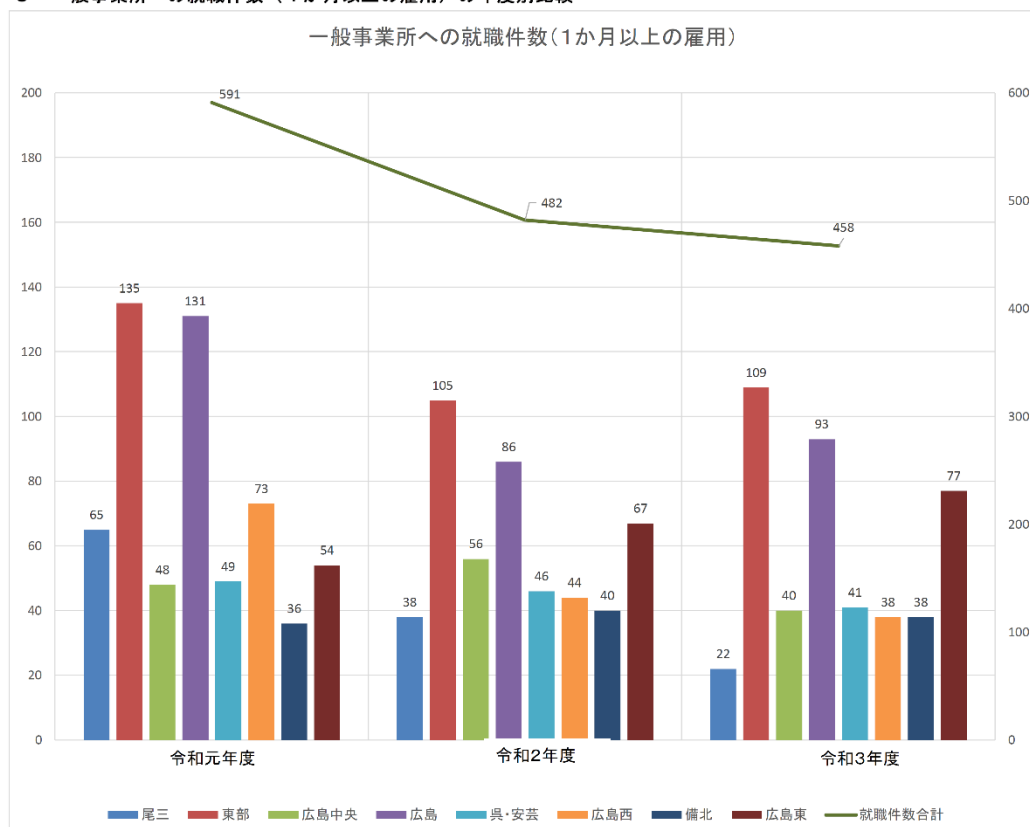
	H30年度	R3年度	4月	5月	6月	7月	8月
在職中	2,656	3,233	3,283	3,302	3,313	3,319	3,319
通常に勤務	-	-	3,270	3,276	3,284	3,289	3,282
勤務日数減	-	-	13	26	24	26	29
休職自宅待機	-	-	0	0	5	4	8
求職中	2,530	2,273	2,174	2,189	2,193	2,206	2,245
コロナ以前から	-	-	2,169	2,188	2,193	2,206	2,245
コロナ離職等	-	-	5	1	0	0	0
その他	1,077	1,046	992	995	995	1,010	1,024
合計	6,263	6,552	6,449	6,486	6,501	6,535	6,588

(2) 支援対象障害者に対する相談・支援件数（手段別）

	H30年度	R3年度	4月	5月	6月	7月	8月
就職に向けた相談・支援	12,632	13,018	1,055	923	1,023	960	1,057
職場定着に向けた相談・支援	17,979	20,023	1,671	1,450	1,687	1,558	1,645
日常生活、社会生活に関する相談・支援	1,168	1,998	120	81	132	79	120
就業と生活の両方にわたる相談・支援	2,634	4,036	318	261	263	280	305
合計	34,413	39,075	3,164	2,715	3,105	2,877	3,127

・4月～8月 7月・8月はコロナの感染拡大状況下でしたが、コロナによる離職数や登録者、相談・支援状況などの大きな変化は認められなかった。
 ・コロナ前の平成30年度と令和3年度を比較した場合、登録者数全体では289人(4.6%)と若干増加しているが、在職中の方（職場定着支援）が577人(21.7%)増加し、求職中の方（就職支援）は257人(▲10.2%)減少している。
 ・相談件数は、全体で4,662件増加(13.5%)し、職場定着相談・支援が2,044件(11.4%)、日常生活等相談・支援が830件(71.1%)、就職・生活両方相談・支援が1,402件(53.2%)とそれぞれ増加している。

3 一般事業所への就職件数（1か月以上の雇用）の年度別比較



【令和元年度～令和2年度】

令和元年度までは増加傾向にあったが、コロナの感染拡大の影響により、ほぼすべてのセンターで件数が減少し、減少傾向に転じた。

【令和2年度～令和3年度】

4 障害者就業・生活支援センターの運営実績（令和3年度）

(1) 支援対象障害者の状況

区分	合計	身体	知的	精神	その他					
						発達障害	難病	高次機能障害	その他	
登録者数	合計	6,552	682	3,098	2,563	209	133	13	25	38
	在職中	3,233	303	1,679	1,143	108	75	7	15	11
	求職中	2,273	292	757	1,141	83	45	5	8	25
	その他	1,046	87	662	279	18	13	1	2	2
相談・支援件数	合計	39,070	2,357	16,678	18,669	1,366				
	就職に向けた相談支援	13,013	977	4,007	7,389	640				
	職場定着に向けた相談支援	20,023	1,064	10,120	8,261	578				
	日常生活・社会生活に関する相談・支援	1,998	103	920	950	25				
	就業と生活の両方にわたる相談・支援	4,036	213	1,631	2,069	123				
職場実習のあっせん件数		288	18	142	117	11				
就職件数		458	39	209	193	17	12	0	3	2
職場定着率	6か月経過時点の定着率	89.05%	86.49%	91.77%	85.99%	100.00%	100.00%	0.00%	100.00%	100.00%
	1年経過時点の定着率	82.23%	75.68%	85.28%	79.23%	100.00%	100.00%	0.00%	100.00%	100.00%

※令和2年4月から令和3年3月までに就職した者のうち、就職後6か月・1年経過時点の定着率
 ※相談・支援件数の「職場定着に向けた相談・支援」の内、職場訪問による職場定着支援の実施件数
 5,686件

(2) 事業主に対する雇用管理に関する支援の実施状況

ア 相談・支援を行った事業所数

事業所数	1,692件
------	--------

イ 相談・支援件数

件数	11,608件
----	---------

5 過年度の実績内訳

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
センター数	7	7	8	8	8	8
登録者数	5,180	5,650	6,263	6,401	6,389	6,552
相談・支援件数	30,393	34,506	34,413	34,498	36,289	39,075
職場実習等あっせん	390	418	350	435	269	288
就職件数	382	444	529	591	482	458
登録者数 (1圏域当たり平均)	740	807	783	800	799	819
相談・支援件数 (1圏域当たり平均)	4,342	4,929	4,302	4,312	4,536	4,884
職場実習等あっせん	56	60	44	54	34	36
就職件数 (1圏域当たり平均)	55	64	66	74	60	57
1年後の職場定着率	77.0%	79.8%	82.9%	78.7%	82.6%	82.4%
1年後の職場定着率 (精神障害者)	64.0%	70.8%	76.7%	74.1%	80.3%	78.9%

※1年後の職場定着率については、国のデータ（点検・評価調査）による。

第4 就労継続支援A型事業所について

● A型事業所適正化事業

経済的自立支援事業内訳	令和3年度決算額	令和4年度予算額
■ A型事業所適正化事業 ・ 指定等に係る専門家会議 ・ 経営改善に係る指導・監査	2,692,329 (円)	1,385,000 (円)

区分	内容
目的	就労継続支援A型事業所の運営及び執行の適正化を図るため、新規事業者の指定等の審査及び事業運営に係る監査体制を整える。
事業者指定 (県所管法人)	就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議の開催 ・ 目的 事業所新規指定の際の審査体制の強化 ・ 開催日 令和4年10月25日(火) ・ 事前協議者 合同会社 ・ 協議内容 指定就労継続支援A型事業所の新規指定について ・ 協議結果 現時点の事業計画について、再度見直しを行う必要がある
事業所運営 (県所管法人)	就労継続支援A型事業所への財務状況等点検業務(中小企業診断士の派遣) ・ 目的 指定基準を満たさない事業所の経営破綻等の未然防止 ・ 実施日 令和4年11月～12月 ・ 対象 6事業所(22事業所中) ・ 点検結果 全ての事業所において、事業継続は可能と判断された

就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議の意見について

1 指定等を受ける動機・目的に対する意見

- 障害者雇用に対する思いが伝わらず、弁当販売事業にのみ意識が向いているように感じられた。
- 「お客様の喜びの声を頂くことも多い」とあるが、作業場内で単純労働を行う利用者とその声が届くのか疑問である。

2 法人の実績（障害福祉サービス事業の経営等）に対する意見

- 管理者兼サビ管は、サビ管としての経験が3か月で、個別支援計画の作成実績も数件しかなく、就労継続支援事業所における個別支援計画の作成経験がないため、立ち上げ時の運営に不安が残る。
- 障害福祉サービスの経験があるのは管理者兼サビ管のみであり、見込み利用者数15人の利用者の支援ができるかどうか、不安が残る。
- 事業所の開所までに、事業所運営における課題の抽出や、職員への研修等が必要と考えるが、立ち上げ準備が不足しているのではないかと懸念される。

3 提供サービスに対する意見

利用者(労働者)の処遇に関する工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○手順書が整備され、利用者の業務内容が明確となっている。 ○利用者の処遇方針が不明である。 ○就業規則や運営規程に見直すべき部分が多い。 ○コンサルタントの外部研修だけで職員の育成を行うのは限界があり、OJT等ができる経験のある職員が必要と考える。 ○利用者の労働日数(週5日)や労働時間(1日4時間)が短い。 ○施設外就労先と事業所の間で作業に要する材料等の供給や設備等の借り入れに関する代金の支払等の明確な定めが必要である。 ○同一代表者の施設外就労先と事業所の請負契約は労働者派遣の懸念が残るため、代表者を分けるべきである。 ○施設外就労を行うのではなく、事業所でA型事業を完結させてはどうか。
提供サービスの販売戦略	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページを見る限りでは立派なお弁当なので、宣伝の仕方次第では、伸びしろがあると思う。 ○弁当の商品別の市場規模や競合事業者の調査・分析ができていない。 ○販売強化のために導入している急速冷凍機が、事業計画等に反映されていない。

4 取引先に対する意見

販売先	○店頭販売や出張販売も取り入れたら、喜ぶ利用者が多いのではないかと懸念される。
仕入先	○弁当1個の盛り付けにつき200円の営業利益は出ないのではないかと懸念される。

5 必要な資金と調達方法に対する意見

- 事業計画書について、必要資金合計(750万円)と調達金額の合計(620万円)が一致していない。

6 事業の見通し(月平均)に対する意見

- 収支予算書は施設外就労先ベースになっており、事業所のA型事業の収支が見えない。事業計画書の「10.事業の見通し」に合わせたA型事業のみを切り出した収支予算書が無いと、審査ができない。
- 収支予算書に、広告費用・税金・仕入コストなどの経費が計上されていないもしくは根拠が不明である。
- 収支予算書で毎月2名ずつ利用者が増える見込みとなっているが、順調に増えていくようには思えない。また、利用者数が増えていった場合に、受入体制が整うかどうかも疑問である。
- 日替わり弁当の月次見込みの積算根拠が不明である。
- 収支予算書は、コンサルからもらった資料を提出するのではなく、事業者が自ら作成すべきである。

第5 その他

社会保障審議会障害者部会	
第134回 (R5.1.23)	資料 3



障害者総合支援法等の改正について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実（障害者総合支援法、精神保健福祉法）
 - ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
 - ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
 - ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進（障害者総合支援法、障害者雇用促進法）
 - ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
 - ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
 - ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備（精神保健福祉法）
 - ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
 - ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
 - ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。
4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化（難病法、児童福祉法）
 - ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
 - ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備（障害者総合支援法、児童福祉法、難病法）

障害DB、難病DB及び小児慢性DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
6. その他（障害者総合支援法、児童福祉法）
 - ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
 - ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第16条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2.①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3.②の一部、5の一部及び6.②は令和5年4月1日、4.①及び②の一部は令和5年10月1日）

2-1-1 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

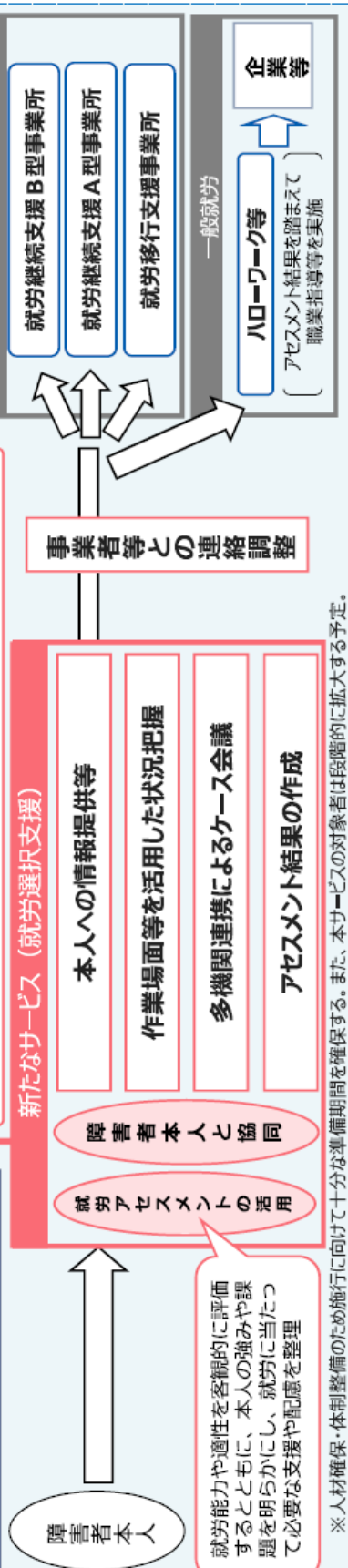
現状・課題

- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
- 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

見直し内容

- 就労選択支援の創設（イメージは下図）
 - ・ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、**就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する**（障害者総合支援法）。
 - ・ **ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するものとする**（障害者雇用促進法）。
- 就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用
 - ・ 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合（※）に、**その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できるようにすることを法令上位置づける**（障害者総合支援法）。（※）省令で規定
- 雇用と福祉の連携強化
 - ・ **一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する**（障害者総合支援法）。

就労選択支援のイメージ



※人材確保・体制整備のため施行に向けて十分な準備期間を確保する。また、本サービスの対象者は段階的に拡大する予定。

2-② 短時間労働者（週所定労働時間10時間以上20時間未満）に対する実雇用率算定等

現状・課題

- 障害者雇用促進法においては、障害者の職業的自立を促進するという法の趣旨から、事業主に雇用義務が課せられているのは、週所定労働時間が20時間以上の労働者となっている。
- 他方で、障害特性で長時間の勤務が難しいこと等により、週所定労働時間20時間未満での雇用を希望する者は、いずれの障害種別でも一定数存在し、特に精神障害者が多い。こうした二重を踏まえ、週20時間未満の労働時間であれば働くことができる者の雇用機会の拡大を図ることが必要。

見直し内容

- **週所定労働時間が特に短い**（大臣告示で10時間以上20時間未満と規定予定）**精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者**について、特例的な取扱いとして、**事業主が雇用した場合に、雇用率において算定**できるようにする。
- あわせて、これにより、週所定労働時間20時間以上の雇用が困難な者に対する就労機会の拡大を直接図ることが可能となるため、特例給付金（※）は廃止する。
※週所定労働時間10時間以上20時間未満の障害者を雇用する事業主に対し、雇用障害者数に応じ、月7千円/人（100人以下の場合は、月5千円/人）を支給するもの

雇用率制度における算定方法（赤枠が措置予定の内容）

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 ※	0.5

<新たに対象となる障害者の範囲>

週所定労働時間が特に短い（大臣告示で週10時間以上20時間未満と規定予定）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者

<カウント数> ※省令で規定予定
1人をもって0.5人と算定する。

※一定の要件を満たさず場合は、0.5ではなく1とカウントする措置が、令和4年度未までとされているが、省令改正を行い延長予定

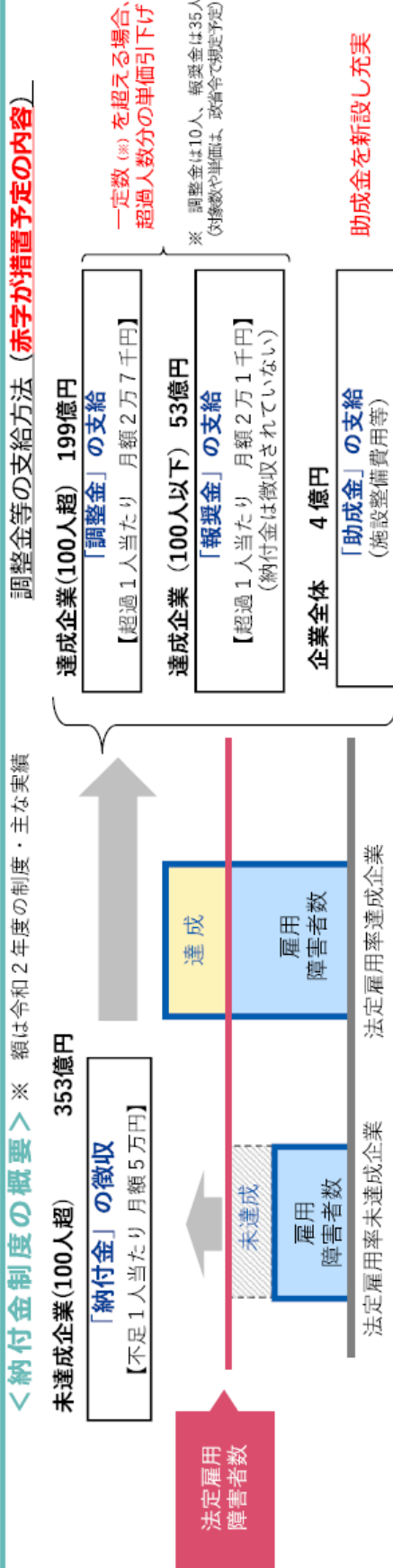
2-③ 障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化

現状・課題

- 全ての事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者に雇用の場を提供する共同の責務を有しており、この理念のもと、障害者の雇用に伴う経済的負担を調整するとともに、障害者を雇用する事業主に対する助成を行うため、事業主の共同拠出による納付金制度を整備している。
- 事業主の取組の進展（実雇用率上昇）の結果、雇用する障害者の数で評価する調整金や報奨金が支出のほとんどを占め、雇用の質の向上のための支援を行う助成金の支出が限られている。

見直し内容

- 限られた財源を効果的に運用し、雇用の質の向上に向け、事業主による障害者の職場定着等の取組に対する支援を充実させるため、以下の見直しを実施。
 - ✓ 事業主が一定数を超えて障害者を雇用する場合、当該超過人数分の調整金や報奨金の支給額の調整
 - ✓ 事業主の取組支援のため、助成金を新設（雇入れや雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助の支援、加齢に伴い職場への適応が困難となった障害者への雇用継続の支援）



- ※ あわせて、障害者の雇用の促進等に関する法律に関し、以下の見直しを実施。
- 雇用の質の向上に向け、事業主の責務を明確化（適当な雇用の場の提供や適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置を追加）
 - 就業機会の更なる確保につなげるため、
 - ・ 在宅就業障害者支援制度（在宅就業障害者に仕事を発注する企業に発注額に応じて特別調整金を支給するもの）の登録要件の緩和（団体登録に必要な在宅就業障害者の人数要件を10人から5人に引き下げる等）
 - ・ 事業協同組合のスキームを活用して複数の中小企業の実雇用率を算出できる特例について、有限責任事業組合（LLP）を対象に追加

障害者雇用対策基本方針の改正について

労働政策審議会障害者雇用分科会

第123回(R5.1.18) 資料3-1

見直しの背景

- 障害者雇用対策基本方針は、障害者雇用促進法第7条に基づき、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する施策の基本となるべき事項を定めるもの。
- 現在の基本指針の運営期間は、平成30～令和4年度までの5年間とされており、令和5～9年度までの5年間の指針を新たに定める必要。
 - < 現行の柱立て >
 - はじめに
 - 第1 障害者の就業の動向に関する事項
 - 第2 職業リハビリテーションの措置の総合的かつ効果的な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 第3 事業主が行うべき雇用管理に関して指針となるべき事項
 - 第4 障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

見直しのポイント

今般の見直しに当たり盛り込みむ事項は、主に以下のとおり。

- 令和4年の障害者雇用促進法の見直しを踏まえた見直し
 - ・ 雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化
 - ・ 雇用施策と福祉施策の更なる連携強化
 - ・ 障害福祉サービスで創設される就労選択支援のアセスメント結果も参考にしたハローワークでの職業指導
 - ・ JEED（高齢・障害・求職者雇用支援機構）の業務における研修実施の明確化
 - ・ 障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進
 - ・ 特に短い労働時間（週所定労働時間10～20時間未満）で働く精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者の実雇用率への算定
 - ・ 障害者雇用の質の向上
 - ・ 企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置の強化
 - ・ その他
 - 在宅就業障害者支援制度の登録要件の緩和
 - 有限責任事業協同組合（LLP）の事業協同組合等算定特例の対象への追加
 - 等
- 障害者雇用率の見直し、除外率の引下げを踏まえた見直し
- その他の障害者雇用分科会意見書（令和4年6月17日公表）に盛り込まれた事項を踏まえた見直し
 - ・ 週所定労働時間20～30時間未満の精神障害者の算定特例の延長
 - 等
- 障害者基本計画の見直しを踏まえた修正や、数値等の時点修正

令和5年度からの障害者雇用率の設定等について

労働政策審議会障害者雇用分科会
第123回 (R5. 1. 18) 資料 1-1

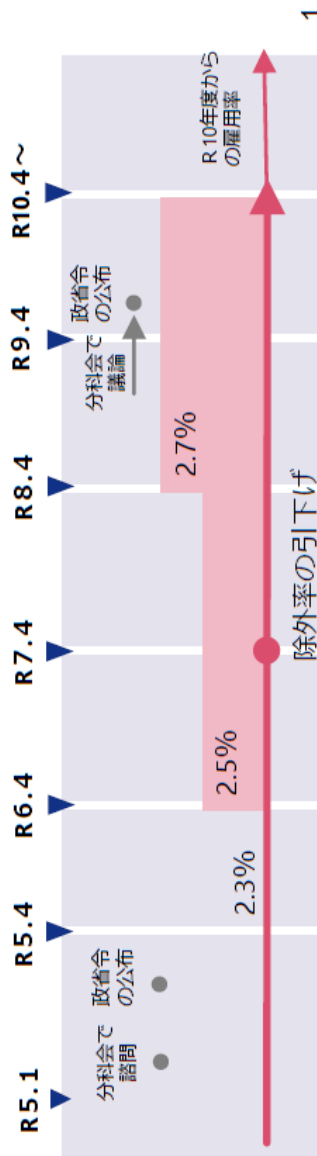
- 障害者雇用促進法に基づき、労働者（失業者を含む）に対する対象障害者である労働者（失業者を含む）の割合を基準とし、少なくとも5年毎に、その割合の推移を勘案して設定することとされている。
- 現行の雇用率は、平成30年4月からの雇用率として設定されており、令和5年度からの雇用率を設定する必要がある。

1. 新たな雇用率の設定について

- 令和5年度からの障害者雇用率は、2.7%とする。
ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げることとする。
- 国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）とする。段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様とする。

2. 除外率の引下げ時期について

- 除外率を10ポイント引き下げる時期については、昨年6月にとりまとめられた障害者雇用分科会の意見書も踏まえ、雇用率の引上げの施行と重ならないよう、令和7年4月とする。



3. 事業主向けの支援について

- 先の臨時国会で成立した障害者雇用促進法に基づき、令和6年4月から、
 - ・ 雇入れに必要な一連の雇用管理に対する相談援助の助成金が創設される予定。

特に、中小企業や除外率設定業種に対しては、助成金の上乘せ等を行うことや既存助成金の拡充により、雇用率の引上げや除外率の引下げの影響を受ける事業主への集中的な支援を行うことを通じて雇入れや定着支援の充実等を検討。（※令和6年度からの制度の詳細は、次回以降の分科会で議論予定。）
 - ・ あわせて、特に短い労働時間（週10～20時間）で働く重度の身体障害者・知的障害者や精神障害者の実雇用率への算定が可能となる。
- この他、
 - ① 昨年9月に、都道府県労働局に対し、雇用率未達成企業の増加や、除外率設定業種における雇用障害者の不足の増加が見込まれることから、ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対し、ハローワークが、地域障害者職業センター等の関係機関と連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施することなど、障害者の雇入れ支援等の一層の強化を図ることを指示するとともに、
 - ② 令和5年度予算案では、就職支援コーディネーター（ハローワークにおいて企業に対するチーム支援に取り組む者）の増員、障害者の雇入れや定着支援を行う障害者就業・生活支援センターの人材確保や支援力の強化を図るため、就業支援担当者の処遇の改善を盛り込んでいる。



社会保障審議会障害者部会	
第134回 (R5.1.23)	資料 4

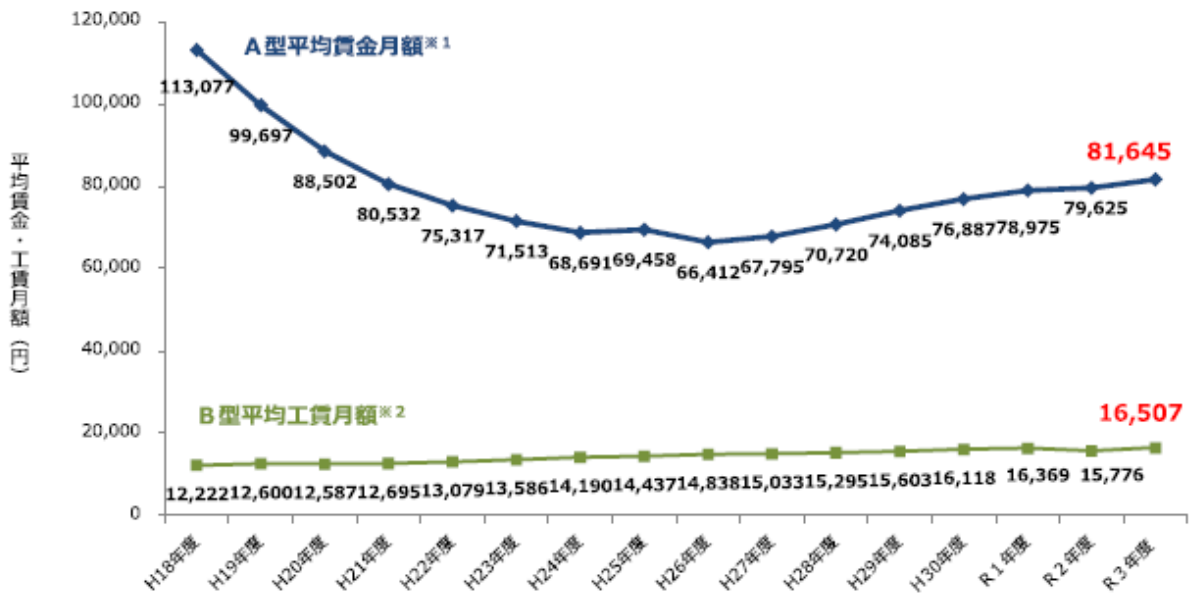
障害者就労に係る最近の動向について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

I. 就労継続支援事業所における賃金・工賃の状況

就労継続支援事業所における平均賃金・工賃月額推移

- 就労継続支援A型事業所の平均賃金月額は、平成27年度以降7年連続で増加となった。
- 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、令和2年度減少となったが、令和3年度は増加した。



※1 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

※2 平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ) 2

就労継続支援A型 都道府県別平均賃金月額

(単位：円)

都道府県	令和2年度	令和3年度	前年度比
北海道	77,551	78,362	101.0%
青森県	67,432	73,011	108.3%
岩手県	82,534	85,000	103.0%
宮城県	77,442	76,096	98.3%
秋田県	72,668	71,745	98.7%
山形県	78,737	81,814	103.9%
福島県	76,874	76,130	99.0%
茨城県	81,457	81,196	99.7%
栃木県	72,121	74,189	102.9%
群馬県	72,579	75,104	103.5%
埼玉県	80,980	74,901	92.5%
千葉県	76,114	78,830	103.6%
東京都	97,129	99,335	102.3%
神奈川県	83,022	91,494	110.2%
新潟県	73,804	76,636	103.8%
富山県	70,636	70,670	100.0%
石川県	69,154	75,189	108.7%
福井県	87,229	88,308	101.2%
山梨県	71,487	71,251	99.7%
長野県	85,414	86,983	101.8%
岐阜県	79,030	77,118	97.6%
静岡県	79,552	80,692	101.4%
愛知県	79,950	86,841	108.6%
三重県	76,727	77,608	101.1%

都道府県	令和2年度	令和3年度	前年度比
滋賀県	84,602	89,096	105.3%
京都府	88,470	90,160	101.9%
大阪府	81,743	83,748	102.5%
兵庫県	84,827	85,088	100.3%
奈良県	75,354	77,753	103.2%
和歌山県	92,481	93,701	101.3%
鳥取県	84,872	86,477	101.9%
島根県	95,329	97,079	101.8%
岡山県	81,514	83,794	102.8%
広島県	95,483	95,486	100.0%
山口県	81,885	84,621	103.3%
徳島県	74,225	75,256	101.4%
香川県	78,063	78,915	101.1%
愛媛県	71,270	74,185	104.1%
高知県	89,129	93,764	105.2%
福岡県	77,300	79,634	103.0%
佐賀県	85,216	87,378	102.5%
長崎県	87,258	92,131	105.6%
熊本県	74,608	76,351	102.3%
大分県	84,727	88,297	104.2%
宮崎県	65,927	67,570	102.5%
鹿児島県	72,322	75,968	105.0%
沖縄県	71,951	71,015	98.7%
全国平均	79,625	81,645	102.5%

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ) 3

就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額

(単位：円)

都道府県	令和2年度	令和3年度	前年度比	都道府県	令和2年度	令和3年度	前年度比
北海道	19,202	19,523	101.7%	滋賀県	17,252	18,148	105.2%
青森県	12,265	15,255	124.4%	京都府	15,838	16,749	105.8%
岩手県	19,253	19,713	102.4%	大阪府	12,142	12,786	105.3%
宮城県	17,247	18,240	105.8%	兵庫県	13,677	14,354	105.0%
秋田県	15,484	15,774	101.9%	奈良県	16,224	17,311	106.7%
山形県	11,691	12,943	110.7%	和歌山県	17,277	17,869	103.4%
福島県	14,820	15,195	102.5%	鳥取県	19,203	19,797	103.1%
茨城県	14,349	15,201	105.9%	島根県	19,201	19,749	102.9%
栃木県	16,405	17,389	106.0%	岡山県	14,643	14,805	101.1%
群馬県	16,668	17,562	105.4%	広島県	16,779	17,412	103.8%
埼玉県	14,006	14,722	105.1%	山口県	18,821	19,570	104.0%
千葉県	13,478	14,572	108.1%	徳島県	21,631	21,550	99.6%
東京都	14,777	15,563	105.3%	香川県	16,664	16,890	101.4%
神奈川県	14,517	14,956	103.0%	愛媛県	16,717	17,351	103.8%
新潟県	14,325	15,317	106.9%	高知県	20,310	20,597	101.4%
富山県	16,135	17,058	105.7%	福岡県	13,673	14,691	107.4%
石川県	14,931	15,982	107.0%	佐賀県	19,327	19,628	101.6%
福井県	20,895	22,093	105.7%	長崎県	17,981	19,150	106.5%
山梨県	16,876	17,913	106.1%	熊本県	15,062	15,760	104.6%
長野県	15,070	16,153	107.2%	大分県	17,924	18,917	105.5%
岐阜県	15,346	16,390	106.8%	宮崎県	19,631	20,225	103.0%
静岡県	15,529	16,468	106.0%	鹿児島県	17,470	18,217	104.3%
愛知県	16,822	17,653	104.9%	沖縄県	15,638	16,016	102.4%
三重県	16,608	17,305	104.2%	全国平均	15,776	16,507	104.7%

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

II. 就労継続支援A型における生産活動の経営状況

就労継続支援A型における生産活動の経営状況（令和4年3月末時点）

○ 就労継続支援A型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている事業所は3,512事業所のうち1,984事業所（56.5%）

（注）就労継続支援A型事業所については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）第192条第2項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」とことされている。指定事業者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

【生産活動の経営状況（令和4年3月末時点）】

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,228 (3,997)	3,512 (3,247)	1,984 (1,893)	56.5% (58.3%)

- ※1 [] 内に昨年度の状況（令和3年3月末時点）を記載
- ※2 指定基準を満たしていない事業所（1,984）のうち、経営改善計画書を提出している事業所は1,777事業所（提出率89.6%）
- ※3 指定基準を満たしていない事業所（1,984）のうち、令和3年3月末時点も指定基準を満たしていない事業所は1,357事業所（68.4%）

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

6

【都道府県別】就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況（令和4年3月末時点）

指定種別	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出事業所	
		(②/①)	(③/②)	(③/②)	(④/③)		
北海道	109	94	86.2%	54	57.4%	51	94.4%
青森県	45	5	11.1%	5	100.0%	5	100.0%
岩手県	30	22	73.3%	11	50.0%	8	72.7%
宮城県	32	28	87.5%	17	60.7%	4	23.5%
秋田県	13	10	76.9%	9	90.0%	9	100.0%
山形県	19	19	100.0%	5	26.3%	5	100.0%
福島県	15	11	73.3%	6	54.5%	4	66.7%
茨城県	78	38	48.7%	0	0.0%	0	-
栃木県	55	40	72.7%	26	65.0%	26	100.0%
群馬県	30	20	66.7%	13	65.0%	0	0.0%
埼玉県	44	44	100.0%	30	68.2%	28	93.3%
千葉県	70	62	88.6%	31	50.0%	31	100.0%
東京都	83	83	100.0%	34	41.0%	34	100.0%
神奈川県	30	24	80.0%	7	29.2%	3	42.9%
新潟県	23	20	87.0%	13	65.0%	9	69.2%
富山県	30	28	93.3%	24	85.7%	24	100.0%
石川県	31	28	90.3%	16	57.1%	16	100.0%
福井県	40	31	77.5%	22	71.0%	22	100.0%
山梨県	16	16	100.0%	8	50.0%	7	87.5%
長野県	42	33	78.6%	11	33.3%	5	45.5%
岐阜県	87	82	94.3%	44	53.7%	44	100.0%
静岡県	79	54	68.4%	20	37.0%	20	100.0%
愛知県	88	45	51.1%	45	100.0%	45	100.0%
三重県	80	57	71.3%	40	70.2%	40	100.0%

※ 指定事業所のうち、新規認定より6月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

7

【指定都市別】就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況（令和4年3月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
		(②/①)	(③/②)	(④/③)			
札幌市	108	104	96.3%	91	87.5%	87	95.6%
仙台市	24	14	58.3%	11	78.6%	10	90.9%
さいたま市	25	24	96.0%	16	66.7%	16	100.0%
千葉市	18	18	100.0%	10	55.6%	10	100.0%
横浜市	32	32	100.0%	12	37.5%	0	0.0%
川崎市	15	12	80.0%	6	50.0%	0	0.0%
相模原市	18	14	77.8%	9	64.3%	9	100.0%
新潟市	22	20	90.9%	12	60.0%	12	100.0%
静岡市	31	28	90.3%	18	64.3%	18	100.0%
浜松市	27	25	92.6%	12	48.0%	12	0.0%
名古屋市	108	108	100.0%	65	60.2%	65	100.0%
京都市	52	49	94.2%	27	55.1%	27	100.0%
大阪市	230	174	75.7%	129	74.1%	116	89.9%
堺市	22	19	86.4%	8	42.1%	0	0.0%
神戸市	42	39	92.9%	20	51.3%	20	100.0%
岡山市	64	62	96.9%	42	67.7%	42	100.0%
広島市	39	37	94.9%	21	56.8%	21	100.0%
北九州市	47	44	93.6%	21	47.7%	18	85.7%
福岡市	84	69	82.1%	33	47.8%	21	63.6%
熊本市	53	53	100.0%	23	43.4%	22	95.7%
合計	1,061	945	89.1%	586	62.0%	526	89.8%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

【中核市別】就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況（令和4年3月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
		(②/①)	(③/②)	(④/③)			
須賀川市	6	6	100.0%	2	33.3%	2	100.0%
旭川市	8	6	75.0%	1	16.7%	1	100.0%
青森市	20	17	85.0%	10	58.8%	10	100.0%
八戸市	20	20	100.0%	11	55.0%	8	72.7%
盛岡市	19	19	100.0%	12	63.2%	12	100.0%
秋田市	10	10	100.0%	6	60.0%	6	100.0%
山形市	6	6	100.0%	4	66.7%	4	100.0%
福島市	7	5	71.4%	2	40.0%	0	0.0%
郡山市	6	6	100.0%	3	50.0%	3	100.0%
いわき市	5	5	100.0%	1	20.0%	0	0.0%
水戸市	15	3	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
宇都宮市	30	27	90.0%	14	51.9%	12	85.7%
前橋市	4	4	100.0%	4	100.0%	2	50.0%
高崎市	9	7	77.8%	6	85.7%	6	100.0%
川越市	12	12	100.0%	7	58.3%	7	100.0%
川口市	9	9	100.0%	5	55.6%	5	100.0%
越谷市	13	12	92.3%	9	75.0%	9	100.0%
船橋市	13	11	84.6%	9	81.8%	8	88.9%
柏市	6	4	66.7%	2	50.0%	1	50.0%
八王子市	7	7	100.0%	4	57.1%	4	100.0%
横浜狭山市	2	2	100.0%	1	50.0%	1	100.0%
富士市	33	29	87.9%	18	62.1%	18	100.0%
金沢市	27	26	96.3%	19	73.1%	19	100.0%
福井市	23	21	91.3%	13	61.9%	13	100.0%
甲府市	10	8	80.0%	5	62.5%	5	100.0%
長野市	12	7	58.3%	2	28.6%	2	100.0%
松本市	14	0	0.0%	-	-	-	-
岐阜市	36	36	100.0%	24	66.7%	24	100.0%
豊橋市	12	6	50.0%	5	83.3%	3	60.0%
岡崎市	9	7	77.8%	6	85.7%	6	100.0%
豊田市	10	7	70.0%	3	42.9%	3	100.0%
一宮市	15	2	13.3%	0	0.0%	0	-

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
		(②/①)	(③/②)	(④/③)			
大津市	5	5	100.0%	1	20.0%	1	100.0%
豊中市	5	5	100.0%	2	40.0%	2	100.0%
吹田市	8	7	87.5%	2	28.6%	0	0.0%
高槻市	4	3	75.0%	2	66.7%	2	100.0%
枚方市	11	0	0.0%	-	-	-	-
八尾市	18	17	94.4%	16	94.1%	16	100.0%
豊原市	4	3	75.0%	3	100.0%	1	33.3%
東大阪市	16	14	87.5%	12	85.7%	12	100.0%
堺市	13	11	84.6%	6	54.5%	4	66.7%
肥後市	22	17	77.3%	15	88.2%	9	60.0%
堺石市	15	13	86.7%	10	76.9%	10	100.0%
西宮市	18	16	88.9%	9	56.3%	9	100.0%
奈良市	16	15	93.8%	6	0.0%	6	0.0%
和歌山市	19	19	100.0%	10	52.6%	10	100.0%
藤原市	12	5	41.7%	1	20.0%	1	100.0%
松江市	13	11	84.6%	6	54.5%	4	66.7%
倉敷市	27	27	100.0%	15	55.6%	14	93.3%
呉市	7	6	85.7%	2	33.3%	2	100.0%
福山市	16	15	93.8%	6	40.0%	6	100.0%
下関市	7	5	71.4%	3	60.0%	3	100.0%
松山市	12	12	100.0%	7	58.3%	7	100.0%
高知市	44	42	95.5%	16	38.1%	11	68.8%
高知市	16	16	100.0%	4	25.0%	4	100.0%
久留米市	36	25	69.4%	20	80.0%	20	100.0%
長崎市	9	9	100.0%	0	0.0%	0	-
佐世保市	13	13	100.0%	6	46.2%	6	100.0%
大分市	34	29	85.3%	6	20.7%	6	100.0%
宮崎市	27	27	100.0%	12	44.4%	12	100.0%
鹿児島市	32	31	96.9%	14	45.2%	14	100.0%
那覇市	24	18	75.0%	11	61.1%	11	100.0%
合計	931	783	84.1%	431	55.0%	397	92.1%

Ⅲ. 障害者優先調達推進法に基づく障害者就労支援施設等からの調達実績

10

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

- 調達額の合計は約211億円で前年度比6.3%増（12.5億円増）となり、法施行（平成25年）から8年連続で増加。
- 国、独立行政法人、都道府県、市町村、地方独立行政法人のいずれも前年度の実績額を上回った。



令和3年度調達機関別調達実績

	令和3年度		令和2年度		対前年度増減率	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
国	6,227件	11.84億円	5,829件	10.98億円	+6.8%	+7.9%
独立行政法人等	7,262件	18.53億円	6,947件	15.75億円	+4.5%	+17.6%
都道府県	26,061件	30.21億円	25,068件	27.39億円	+4.0%	+10.3%
市町村	83,104件	147.04億円	83,008件	141.14億円	+0.1%	+4.2%
地方独立行政法人	2,211件	3.45億円	2,266件	3.28億円	+2.4%	+5.4%
合計	124,865件	211.08億円	123,118件	198.54億円	+1.4%	+6.3%

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

国による障害者就労施設等からの調達実績（令和3年度）

(単位：件(件数)、千円(調達額))

	令和3年度		令和2年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
内閣府	23	4,015	61	9,624	▲38	▲5,608
内閣官庁・内閣法制局	28	7,233	48	11,137	▲20	▲3,904
人事院	114	7,978	93	12,789	21	▲4,813
宮内庁	25	8,181	30	10,900	▲5	▲2,718
公正取引委員会	20	1,007	16	1,872	4	▲865
農林庁	71	12,307	77	13,098	▲6	▲791
金融庁	16	3,081	20	2,568	▲4	513
消費者庁	21	1,243	16	1,184	5	59
個人情報保護委員会	4	470	4	468	0	2
カジノ管理委員会	5	555	6	80	▲1	475
デジタル庁	2	231	0	0	2	231
復興庁	10	203	8	308	2	▲103
総務省	87	19,848	115	26,703	▲28	▲6,856
法務省	308	40,970	332	44,108	▲24	▲3,138
外務省	23	9,888	22	10,745	1	▲857
財務省	310	59,322	342	72,307	▲32	▲12,985
文部科学省	44	130,601	52	113,818	▲8	16,783
厚生労働省	2,907	486,933	2,790	467,667	117	19,266
農林水産省	172	25,752	158	22,104	14	3,647
経済産業省	168	19,522	130	19,039	38	483
国土交通省	832	104,908	790	104,087	42	821
環境省	81	4,095	55	3,212	26	883
防衛省	883	205,277	592	123,619	291	81,658
会計検査院	10	663	9	503	1	160
衆議院	20	2,240	22	2,217	▲2	23
参議院	8	2,742	7	1,011	1	1,731
国立国会図書館	16	21,311	13	20,678	3	634
最高裁判所	21	3,817	15	2,010	6	1,807
合計	6,227	1,184,390	5,829	1,097,852	398	86,537

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績（令和3年度）

(単位：件(件数)、千円(調達額))

	令和3年度		令和2年度		前年度比較			令和3年度		令和2年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額		件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	359	117,922	479	117,211	▲120	711	滋賀県	546	28,653	610	29,909	▲64	▲1,255
青森県	139	21,523	125	18,932	14	2,591	京都府	170	76,133	152	61,376	18	14,757
岩手県	309	19,400	379	21,495	▲70	▲2,095	大阪府	554	178,194	521	193,761	33	▲15,567
宮城県	1,094	35,664	745	28,973	349	6,691	兵庫県	672	62,287	697	58,982	▲25	3,304
秋田県	31	14,026	38	11,307	▲7	2,720	奈良県	87	32,465	95	27,714	▲8	4,751
山形県	464	20,543	568	23,313	▲104	▲2,770	和歌山県	142	45,706	127	46,494	15	▲788
福島県	158	28,228	169	28,456	▲10	▲228	鳥取県	767	22,726	721	25,366	46	▲2,639
茨城県	357	39,183	301	45,229	▲56	▲6,045	島根県	486	36,710	484	67,657	2	▲30,947
栃木県	355	34,546	481	51,411	▲126	▲16,865	岡山県	304	31,082	251	25,777	53	5,305
群馬県	1,044	36,851	1,145	36,640	▲101	211	広島県	831	36,359	828	42,945	3	▲6,586
埼玉県	474	105,133	521	107,692	▲47	▲2,559	山口県	186	19,228	180	19,288	6	▲60
千葉県	301	24,903	312	23,275	▲11	1,628	徳島県	770	102,160	758	93,646	12	8,513
東京都	852	539,901	858	364,422	▲6	175,480	香川県	572	22,566	442	26,172	130	▲3,606
神奈川県	947	156,377	1,020	98,859	▲73	57,519	愛媛県	297	20,596	308	19,441	▲11	1,155
新潟県	687	73,052	745	65,709	▲58	7,342	高知県	887	32,312	905	30,693	▲18	1,618
富山県	819	19,264	768	16,177	51	3,087	福岡県	1,405	246,624	1,082	183,658	323	62,966
石川県	130	11,355	131	10,913	▲1	443	佐賀県	1,223	42,886	977	47,686	246	▲4,801
福井県	138	13,506	151	15,416	▲13	▲1,910	長崎県	146	23,646	151	35,499	▲5	▲11,854
山梨県	173	14,267	213	33,769	▲40	▲19,502	熊本県	321	34,780	291	25,944	30	8,835
長野県	822	50,440	723	52,833	99	▲2,393	大分県	441	78,749	495	75,789	▲54	2,960
岐阜県	432	75,557	441	80,413	▲9	▲4,856	宮崎県	111	140,618	140	139,569	▲29	1,049
静岡県	1,102	63,958	933	54,443	169	9,515	鹿児島県	3,129	59,413	2,871	42,091	258	17,322
愛知県	264	19,670	215	9,693	49	9,976	沖縄県	88	67,473	76	63,143	12	4,330
三重県	474	44,155	445	39,518	29	4,637	合計	26,061	3,020,789	25,068	2,738,700	993	282,088

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

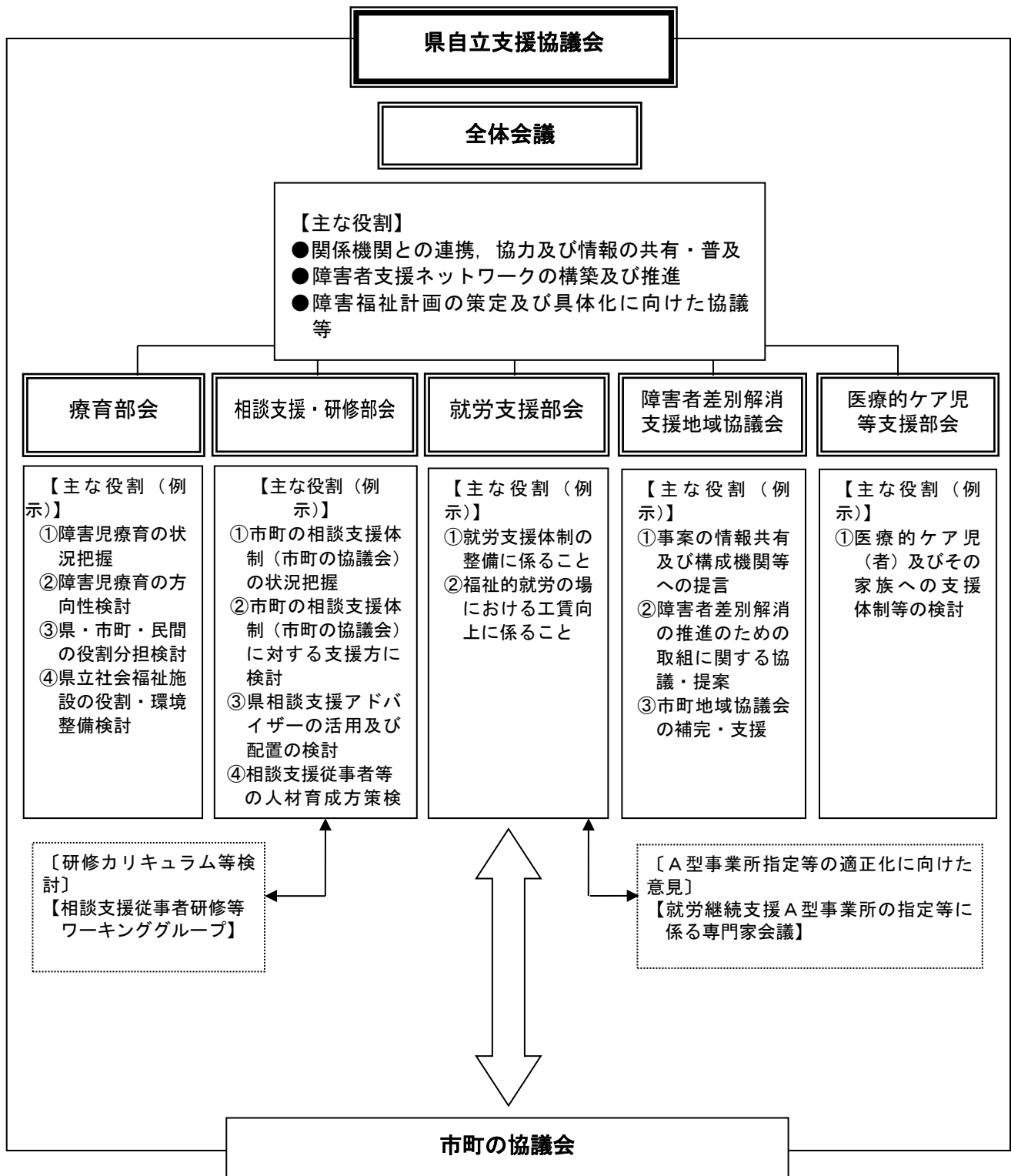
市町村による障害者就労施設等からの調達実績（令和3年度）

	令和3年度		令和2年度		前年度比較		(単位：件(件数)、千円(調達額))						
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額	令和3年度		令和2年度		前年度比較		
							件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額	
北海道	9,975	1,348,040	9,198	1,234,738	777	113,302							
青森県	784	131,111	874	120,964	▲90	10,147	滋賀県	878	101,890	668	89,735	210	12,156
岩手県	1,124	84,809	1,092	83,389	32	1,420	京都府	1,719	476,331	1,613	470,681	106	5,650
宮城県	9,655	185,466	8,846	174,460	809	11,006	大阪府	2,835	752,156	2,628	760,195	207	▲8,039
秋田県	734	73,691	664	60,939	70	12,752	兵庫県	2,149	1,143,987	1,632	1,118,808	517	25,180
山形県	728	55,040	747	51,373	▲19	3,667	奈良県	1,435	114,358	292	97,063	1,143	17,296
福島県	772	74,446	1,169	83,463	▲397	▲9,017	和歌山県	566	130,737	1,343	107,039	▲777	23,698
茨城県	403	74,143	443	68,880	▲40	5,263	鳥取県	1,632	122,380	1,025	110,649	607	11,731
栃木県	534	67,295	577	66,373	▲43	922	島根県	1,534	81,920	1,492	83,120	42	▲1,199
群馬県	2,107	197,768	1,768	191,264	339	6,504	岡山県	3,154	227,844	2,928	195,975	226	31,869
埼玉県	1,136	495,299	1,208	492,189	▲72	3,110	広島県	719	264,837	703	260,749	16	4,088
千葉県	760	174,467	831	173,484	▲71	983	山口県	733	220,317	775	200,572	▲42	19,744
東京都	5,389	2,649,241	5,075	2,723,161	314	▲73,920	徳島県	772	52,661	766	54,918	6	▲2,256
神奈川県	2,057	547,321	1,939	512,744	118	34,577	香川県	1,027	52,970	997	54,555	30	▲1,585
新潟県	3,860	493,137	3,720	328,180	140	164,957	愛媛県	609	67,832	550	61,270	59	6,563
富山県	270	46,830	243	50,969	27	▲4,139	高知県	1,023	120,708	1,030	122,593	▲7	▲1,885
石川県	502	93,675	534	93,220	▲32	454	福岡県	3,175	754,713	2,946	716,500	229	38,212
福井県	979	152,362	852	132,627	127	19,735	佐賀県	1,081	118,245	1,032	107,436	49	10,809
山梨県	626	31,888	621	31,241	5	647	長崎県	739	221,024	768	238,539	▲29	▲17,515
長野県	3,574	149,349	2,880	138,150	694	11,199	熊本県	1,384	278,496	1,378	184,317	6	94,179
岐阜県	1,645	158,063	1,387	169,798	258	▲11,735	大分県	1,134	271,982	1,177	257,670	▲43	14,312
静岡県	1,961	239,296	2,038	237,695	▲77	1,601	宮崎県	519	67,039	669	67,413	▲150	▲374
愛知県	2,939	1,043,107	8,089	1,022,747	▲5,150	20,360	鹿児島県	539	163,871	507	158,133	32	5,738
三重県	498	75,650	601	118,802	▲103	▲43,152	沖縄県	736	256,645	693	235,667	43	20,978
							合計	83,104	14,704,440	83,008	14,114,447	96	589,993

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。
 注2 各市町村の調達実績は厚生労働省ホームページで公表

【参考】: 広島県障害者自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、地域における障害者等への支援体制に関する議題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため設置



令和4年度広島県障害者自立支援協議会就労支援部会 委員名簿

区分	氏名	所属
部会長	寶子丸 周吾	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場 理事長
委員	伊木 剛二	広島県商工会議所連合会 事務局長
委員	大森 寛和	広島中央障害者就業・生活支援センター センター長
委員	木山 誠	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 農地管理担当部長(兼)農業振興課長
委員	古玉 哲弘	広島県精神障害者支援事業所連絡会 副会長 (社会福祉法人清風会事業部長)
委員	小宮 有紀	広島A型事業所連絡協議会 事務局代表 (就労継続支援A型事業所めばえ 管理者)
委員	塩崎 睦典	広島県身体障害者施設協議会 副会長 (社会福祉法人福山愛生会 希望の広場 施設長)
委員	寺山 哲平	広島障がい者就労支援協議会 事務局代表 (株)LITALICO 就労移行支援事業所 LITALICO ワークス広島横川 管理者)
委員	藤井 則正	日本労働組合連合会広島県連合会 事務局長
委員	藤原 博文	広島県知的障害者福祉協会 理事 (社会福祉法人虹の会 理事長)
委員	松岡 建興	障害福祉サービス事業所りひと 管理者
委員	村上 匡	広島県障害者相談支援事業連絡協議会副会長 (就労継続支援B型事業所らぼーろ)
委員	山根 敏宏	経営考房 代表 (中小企業診断士)
委員	吉岡 治	広島障害者職業センター 所長
委員	永谷 博之	広島労働局職業安定部 職業対策課 課長
委員	長谷川 達也	広島県商工労働局 雇用労働政策課 課長
委員	玉木 昌裕	広島県教育委員会事務局学びの変革推進部 特別支援教育課 課長
委員	西丸 幸治	広島県健康福祉局 障害者支援課 課長
委員	加川 伸	広島県健康福祉局 障害者支援課 自立支援担当監

(部会長及び行政関係機関の委員を除き五十音順)